

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年9月24日提出
【発行者名】	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-4223-3037
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	三菱UFJ DC世界ESGバランスファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （1）【ファンドの名称】

三菱UFJ DC世界ESGバランスファンド（「ファンド」といいます。）  
ファンドの愛称を「ソーシャル・インパクト」とします。

◆当ファンドは「サステナブル・ファンド」です。サステナブル・ファンドとは、ファンドの投資判断プロセスにおいてESG要素を主要とし、環境や社会の課題解決・改善に寄与する企業等への投資を行い、お客様の資産形成および持続可能な社会の実現に貢献するファンドとして、三菱UFJアセットマネジメントが定めたファンドをいいます。サステナブル・ファンドへの認定および除外は今後見直す場合があります。

詳細については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

(<https://www.am.mufg.jp/corp/sustainability/sustainability.html>)

当ファンドの具体的な投資対象・投資手法等については、本書の特色をお読みください。

□ ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったものです。

### （2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （3）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### （4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

### （5）【申込手数料】

ありません。

### （6）【申込単位】

1円以上1円単位

( 7 ) 【申込期間】

2024年 9月25日から2025年 9月24日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

( 8 ) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、確定拠出年金制度を利用する場合の申込みに限り取り扱うものとします。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 ( 受付時間 : 営業日の9:00 ~ 17:00 )

( 9 ) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

( 10 ) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

( 11 ) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

( 12 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

**商品分類表**

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	M R F	特殊型 ( )
		その他資産 ( )		
	内外	資産複合	E T F	

**属性区分表**

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回					
大型株	年4回	日本				
中小型株	年6回 (隔月)	北米				
債券		欧州				
一般	年12回	アジア				
公債	(毎月)	オセアニア				
社債	日々	中南米				
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット	( )	中近東 (中東)				
属性		エマージング				
( )						
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券)))						
資産複合 ( )						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけま

す。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。  
属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

#### 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	M M F（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「M R F及びM M Fの運営に関する規則」に規定するM M Fをいいます。
	M R F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「M R F及びM M Fの運営に関する規則」に規定するM R Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したもので

#### 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（B B B格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（B B格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
	決算頻度	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	<b>エマージング</b>	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
<b>投資形態</b>	<b>ファミリーファンド</b>	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	<b>ファンド・オブ・ファンズ</b>	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
<b>為替ヘッジ</b>	<b>あり</b>	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	<b>なし</b>	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
<b>対象インデックス</b>	<b>日経225</b>	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	<b>TOPIX</b>	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	<b>その他</b>	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
<b>特殊型</b>	<b>ブル・ペア型</b>	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	<b>条件付運用型</b>	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	<b>ロング・ショート型／絶対収益追求型</b>	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	<b>その他</b>	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

#### [ ファンドの目的・特色 ]

## ファンドの目的

日本を含む世界各国(新興国を含みます。以下同じ。)の株式等および公社債を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

## ファンドの特色



ESGに着目した運用手法を用いる投資信託証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式等(DR(預託証書))を含みます。以下同じ。)および公社債に投資を行います。

- 当ファンドはESGに着目した運用手法をもつ投資信託証券のみを複数組み合わせて投資を行い、社会・環境等への影響に配慮しつつ、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

\*当ファンドの愛称は「ソーシャル・インパクト」ですが、当ファンド全体で教育や健康、貧困など特定の社会的(ソーシャル)課題の解決を目的とした投資を行っておりません。

- ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったものです。  
企業の持続可能な成長等のため、環境や社会の問題を意識した経営と、そのためのガバナンス(企業統治)体制の構築が必要との考え方方が広がっています。
- DR(預託証券)とは、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。  
株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

**特色2**

原則として、「国内株式」、「世界株式(国内株式を含む。)\*」、「世界債券(国内債券を含む。)\*」の区分ごとに投資信託証券を組入れます。

\*以下、それぞれ「世界株式」、「世界債券」といいます。

- 「国内株式」25%、「世界株式」25%、「世界債券」50%を基本投資割合とします。  
※経済環境の大きな変化などが生じ、必要と判断した場合には、当該基本投資割合を見直します。
- 投資信託証券の組入比率は高位に維持することを基本とします。

<各資産区分の基本投資割合および投資対象とする投資信託証券>

資産区分	基本投資割合	投資対象とする投資信託証券	主なファンドの特色
国内株式	25%	日本株ESGアクティブマザーファンド	エンゲージメント(企業との対話)等を通じてESGの取り組みへの改善が見込まれる企業の中から、企業収益の成長性、株価水準等を考慮して、銘柄選定を行います。
世界株式	25%	ペイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンドークラスC・JPY・アキュムレーション(円建)	好ましい社会的インパクト(社会的变化)をもたらす事業によって、長期の視点から成長が期待される世界各国の企業の株式等に投資を行います。
世界債券	50%	ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド(FOFs用) (適格機関投資家限定)	「FTSE気候リスク調整世界国債インデックス(円ヘッジ、円ベース)」に連動する投資成果をめざして運用を行います。

\*2024年9月25日時点の投資対象であり、投資する投資信託証券は今後変更する場合があります。

\*組入投資信託証券のESGに着目した運用手法については、追加的記載事項をご参照ください。

- 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。  
[https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

### ■日本株ESGアクティブマザーファンドのスチュワードシップ方針

委託会社はお客さまから委託された資産の運用を行う立場として、投資先企業が株主利益を考慮して企業価値の向上や持続的な成長を果たすことに資するため、気候変動や人権・ダイバーシティ、ガバナンス体制などの投資先企業におけるESG課題を重視し、企業との「目的を持った対話」や明確な方針のもとでの議決権行使などのスチュワードシップ活動を実施します。

(ご参考)

委託会社のスチュワードシップ活動

[https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/responsible\\_stewardshipcode.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/responsible_stewardshipcode.html)

### ■ペイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンドークラスC・JPY・アキュムレーション(円建)のスチュワードシップ方針

ペイリー・ギフォードは「真の投資家」であるという理念を基に、企業との対話に役立つ、「長期的な価値創出の奨励」、「ステークホルダーの公正な扱い」などの原則を掲げ、長期投資家として建設的なエンゲージメントや議決権行使などのスチュワードシップ活動を行います。議決権行使に関しては、潜在的な利益相反を特定、防止及び管理するための明確なプロセスのもと、お客様の長期的な利益を最大化する観点から、原則として保有する全銘柄に関し議案を評価するよう努めます。ESGに関する個別の懸念事項については、通常、企業と直接エンゲージメントを図ることで対処しますが、十分な進展が見られない場合に、企業に対する働きかけを強化する手段として議決権行使を行います。

特色3

「世界債券」の組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。その他の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 「世界債券」の運用目的達成のために、為替ヘッジ比率を引き下げる、あるいは為替ヘッジ比率を100%以上に引き上げることがあります。

為替ヘッジの活用

為替予約取引を活用し為替ヘッジを行うことにより、為替ヘッジをしなかった場合と比較して安定した値動きが期待されます。ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

なお、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

- 「世界株式」の組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動による影響を受けます。

特色4

年1回の決算時(6月25日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

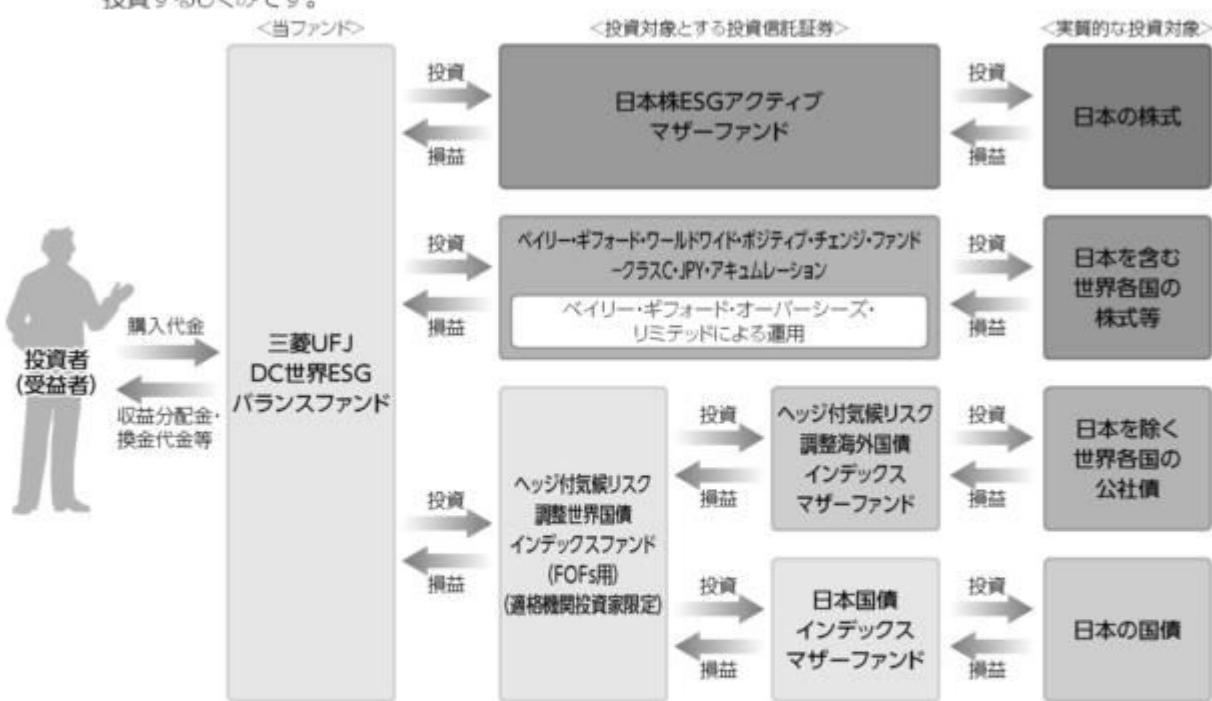
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよび金額について保証するものではありません。

## ■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

- ・ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資するしくみです。

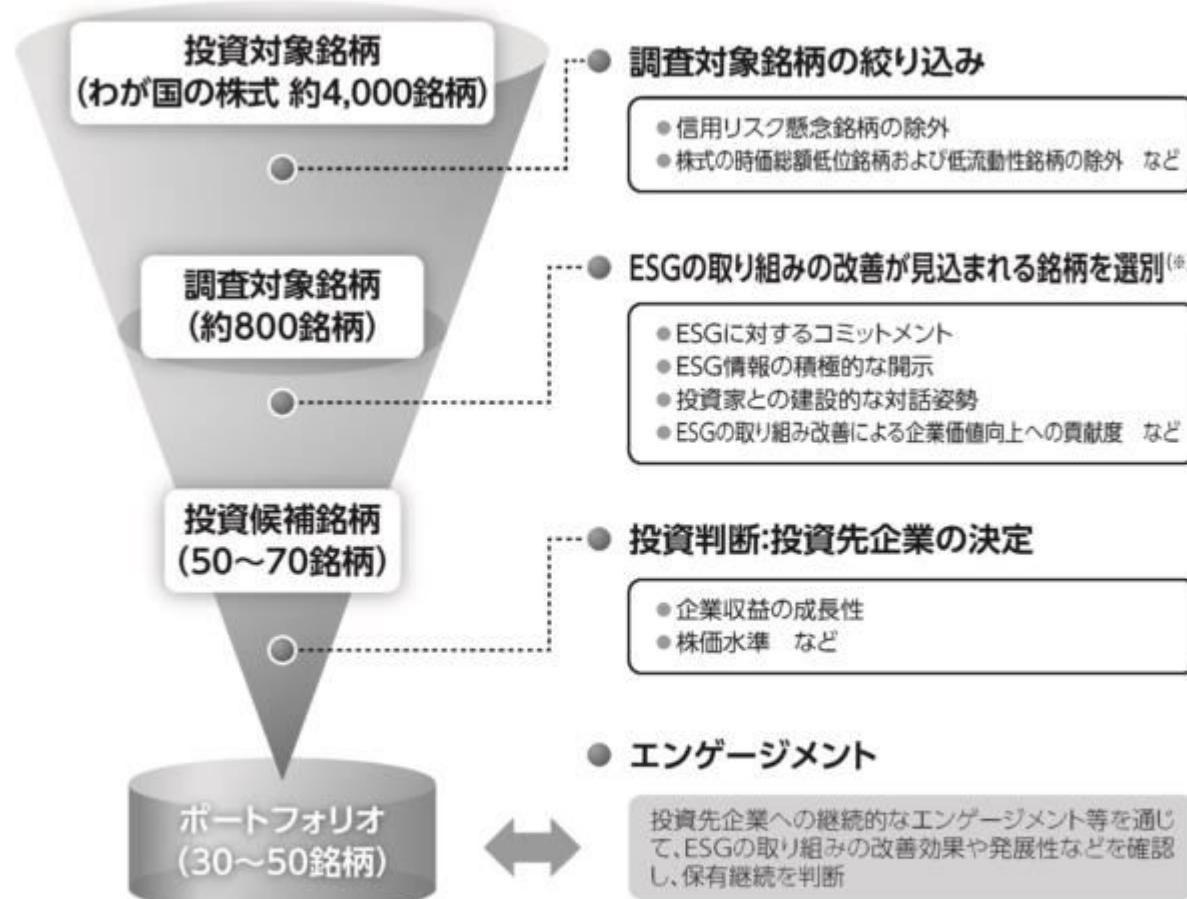


## ■主な投資制限

株式への投資	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への直接投資は行いません。

## 追加的記載事項

### ■各投資信託証券の運用プロセス <日本株ESGアクティブマザーファンド>



※ESGの取り組みの改善が見込まれる銘柄にのみ投資を行います。

- 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。
- 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。  
([https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html))

## ■ESGの取り組み改善に関する主な着目点

### ①ESGに対するコミットメント

- ステークホルダー<sup>②</sup>と利害が一致する適切な取締役報酬制度への変更
- ESGの取り組み推進に適した取締役会構成の実現 など

### ②ESG情報の積極的な開示

- 自社の中長期的な企業価値向上に直結するESG情報の開示の有無
- ESG目標に対する進捗を確認できる透明性のある開示 など

### ③投資家との建設的な対話姿勢

- 企業価値向上に向けた投資家の提案等の受け入れ
- 取締役等の積極的な対話参画状況 など

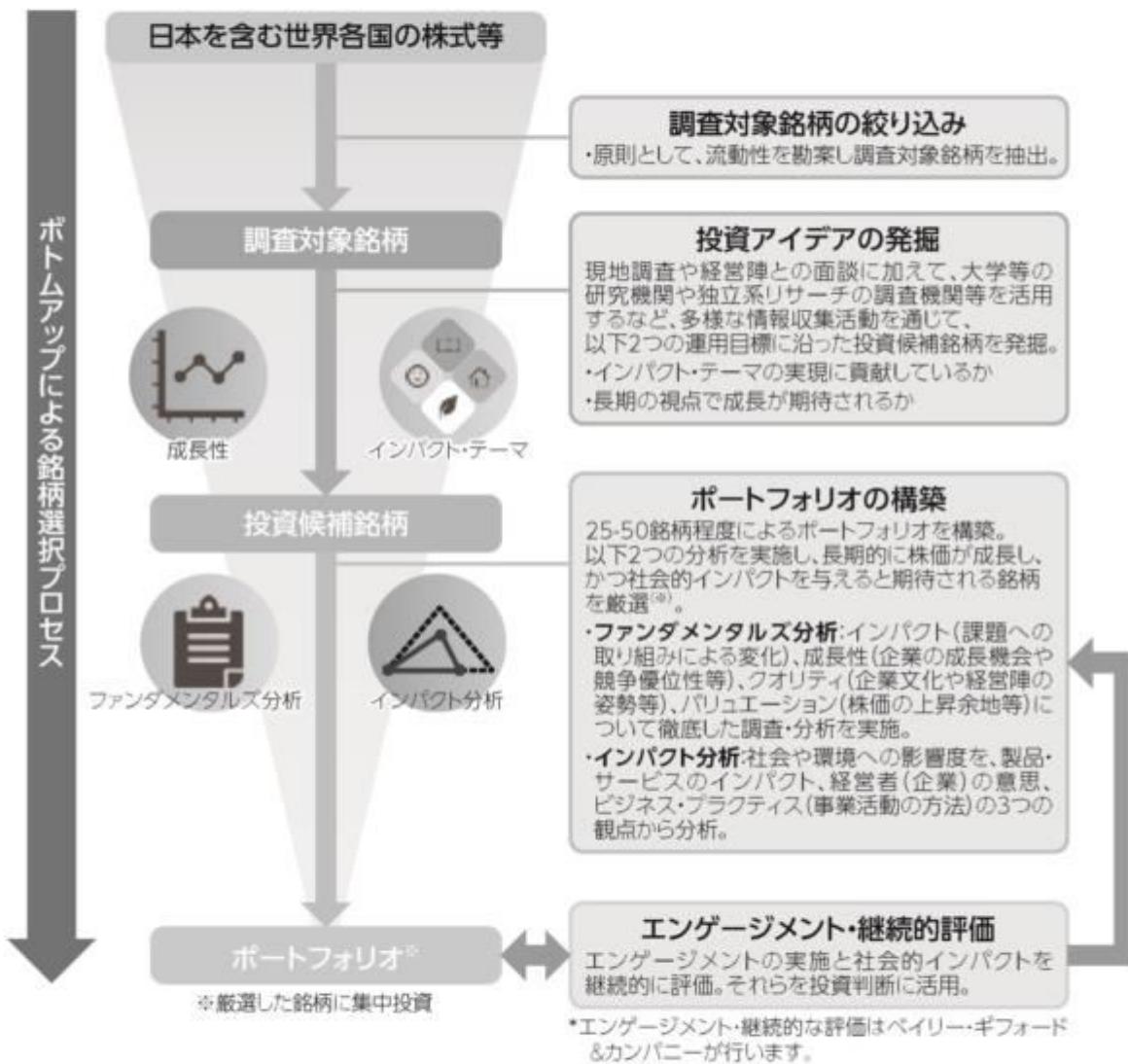
### ④ESGの取り組みによる企業価値向上への貢献度

- 企業価値を損ねているESGの課題を解決する取り組みであるか
- 株式市場の評価を更に伸ばすESGの取り組みであるか など

※企業の経営活動の存続や発展に対して、利害関係を有するもの。株主・債権者・従業員・顧客など、企業を取り巻くあらゆる利害関係者をさします。

<ペイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンドークラスC・JPY・アキュムレーション>

- インパクト・テーマに沿った投資を通じ、好ましい社会的インパクトをもたらすために、次の取り組みを行います。
- スチュワードシップ方針に基づき、投資先企業に対し継続的なエンゲージメントを行うことで、事業活動を通じてもたらされる好ましい社会的インパクトの促進に努めるとともに、エンゲージメントで得られた洞察を投資判断に活用します。
- 各投資先企業がその製品やサービスを通じ、インパクト・テーマに沿ってどのように好ましい社会的インパクトをもたらしたのかにつき、継続的に評価し、投資判断に活用します。



(※)株式の組み入れについて

組入株式は、原則として、長期的に株価の成長が期待され、かつ、投資先企業の製品・サービスが社会や環境に好ましい社会的インパクトを与えると期待される企業の株式のみとします。

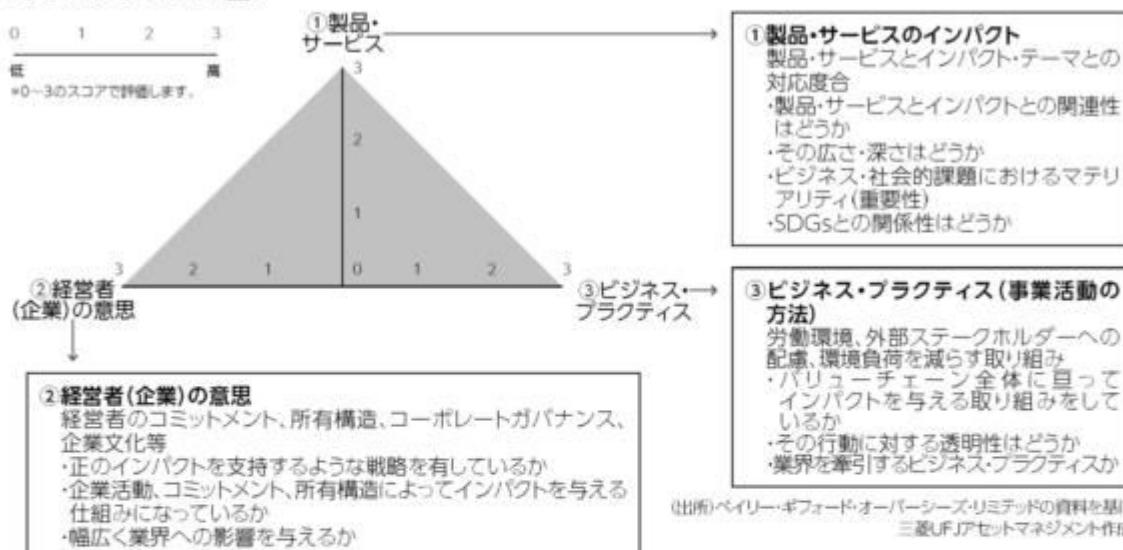
■ 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成績等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。

【出所】ペイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドの情報に基づき三菱UFJアセットマネジメント作成

### <インパクト分析について>

- ・製品・サービスのインパクト、経営者(企業)の意思、ビジネス・プラクティス(事業活動の方法)の3つの観点についてスコアを付与し、各銘柄がインパクト・テーマに沿った社会的インパクトをもたらすかを判断。

### <インパクトスコア図>



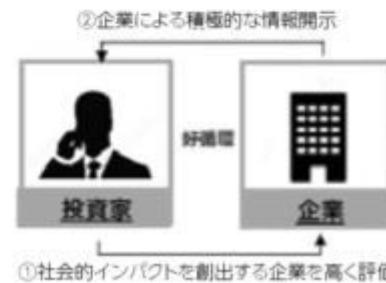
■ 上記は、今後変更されることがあります。

■ 上図はイメージで、また、上記説明はすべてを網羅しているものではありません。

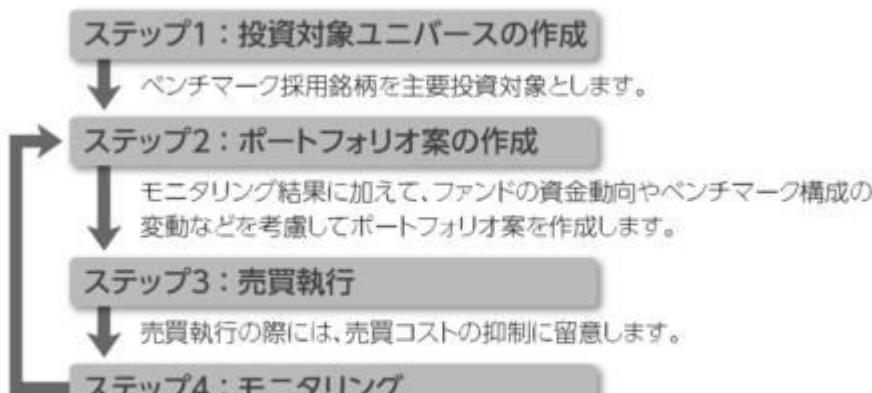
### ■ エンゲージメントおよびインパクト評価による投資先企業との良好な関係構築・好循環

- ・長期的な視点を持ってエンゲージメントを行うことで企業の経営陣と目線が揃い、良好な関係構築に繋がります。
- ・好ましい社会的インパクトをもたらす企業を評価、投資を行うことにより、その企業がもたらす好ましい社会的インパクトへの更なる取り組み・積極的情報開示を促進するという好循環が期待されます。

■ 上記はイメージであり、結果を保証するものではありません。



### <ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)>



一連の投資行動を分析し、その結果をポートフォリオに反映することで、運用の継続的な改善に努めます。

■ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 「FTSE気候リスク調整世界国債インデックス」について

FTSE気候リスク調整世界国債インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券指数である「FTSE世界国債インデックス」をベースとし、各国が直面する気候リスクを将来予測的に評価し、各国の組入比率を相対的に調整する指数です。これにより、気候リスクが低い国ほどベース指数対比で組入比率が高まり、気候リスクが低減された国債への投資機会を提供します。

### ■「FTSE気候リスク調整世界国債インデックス」を世界債券部分のファンドの運動対象指数とした理由

当指数は、世界国債の値動きを示す代表的な債券指数である「FTSE世界国債インデックス」の特性に沿いながら、気候リスクが低減された国債銘柄で構成されています。

ESGに着目した当ファンドの投資対象として、世界国債の値動きと気候リスクの低減という当指数の特性はESG投資に関心のある投資家に向けて幅広く提供可能なファンドの運動対象指数として選定しました。

### ■FTSE気候リスク調整世界国債インデックスの構築プロセス

FTSE世界国債インデックス(ベース指数)



#### <1. 国別に気候リスクスコアを算出>

気候変動に関する3つの指標について、国別にそれぞれ評価し組み合わせることで各国の気候リスクスコアを算出。

指標	概要／評価項目(※1)	調整乗数(※2)
移行リスク (※3)	低炭素経済への移行プロセスに伴う経済的な混乱と財政的な損失のリスク ・パリ協定で定める2℃シナリオと整合的な目標までの距離 ・温室効果ガス排出量のトレンドと目標までの距離のギャップ	0.25
物理的リスク (※4)	気候変動に伴う灾害等による経済・財政上の損失のリスク ・海拔上昇リスク ・農業生産の変動リスク ・気候関連自然災害リスク	1
耐性	移行リスクと物理的リスクによる危険性と課題を管理するためのその国の備えと適応能力、政治的な取り組みのレベル ・国家制度 ・社会 ・経済 ・生態系	1

※1 ベース指数の対象国すべてを対象に、3つの指標のそれぞれについて定量評価します。

各指標は複数の評価項目から構成されます。評価項目に関する原データは項目毎に0～1の範囲となるように正規化され、それぞれの指標内で均等加重されます。

※2 ベースとなる「FTSE世界国債インデックス」の特性(利回り、デュレーション等)に沿って、気候リスクを考慮するために各指標に掛け合わせる乗数。

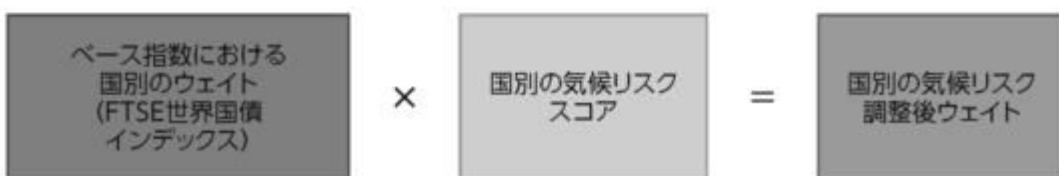
$$\text{気候リスクスコア} = \frac{\text{移行リスク指標}}{0.25} \times \frac{\text{物理的リスク指標}}{1} \times \frac{\text{耐性指標}}{1}$$

- ※3 ・パリ協定で定める2°Cシナリオと整合的な目標までの距離:  
2°Cシナリオ達成に向けて必要な温室効果ガス削減量(2050年時点)を達成するために必要な温室効果ガス総排出量の年間削減率。  
・温室効果ガス排出量のトレンドと目標までの距離のギャップ:  
前述の年間削減量から、温室効果ガス総排出量の過去5年間のトレンドを差し引いた値とのギャップ。
- ※4 耐性の評価項目はより細分化された複数の項目から構成され、それぞれの項目内で正規化・均等加重されます。

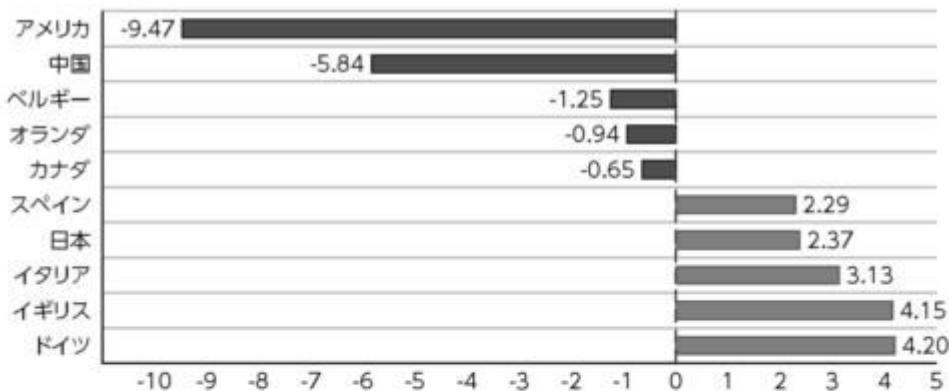


## <2. ベース指数に対する国別のウェイト調整>

気候リスクが低い国についてはインデックスにおけるウェイトが大きくなり、気候リスクが高い国についてはウェイトが小さくなるよう、国別に気候リスクスコアを用いてウェイトを調整。



### ベース指数比のウェイト調整幅(2024年6月末時点)



※アンダーウェイトおよびオーバーウェイト各上位5カ国、米ドルベース。



## FTSE気候リスク調整世界国債インデックス

●国別気候リスクスコアは毎年更新され、5月末のリバランス時に適用されます。

※指数構築プロセスやウェイト調整の方法については、今後変更される可能性があります。

※FTSE社の資料を基に三菱UFJアセットマネジメントが作成

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

2021年3月25日 設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）
----------

お申込金　　収益分配金、解約代金等
-------------------

販売会社
------

募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
--

お申込金　　収益分配金、解約代金等
-------------------

受託会社（受託者）
-----------

三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
---

信託財産の保管・管理等を行います。
-------------------

委託会社（委託者）
-----------

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
---------------------

信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。
--------------------------

投資　　損益
--------

投資対象ファンド
----------

投資　　損益
--------

有価証券等
-------

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2024年6月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日  
1985年8月1日
- ・資本金  
2,000百万円
- ・沿革
  - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
  - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
  - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーワフジエイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
  - 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
  - 2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更
- ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	211,581株	100.0%

## 2 【投資方針】

### ( 1 ) 【投資方針】

投資信託証券を主要投資対象とします。

ESGに着目した運用手法を用いる投資信託証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国（新興国を含みます。）の株式等（DR（預託証書）を含みます。）および公社債に投資を行います。

原則として、「国内株式」、「世界株式（国内株式を含む。以下同じ。）」、「世界債券（国内債券を含む。以下同じ。）」の区分毎に別に定める投資信託証券を組入れます。なお、当該別に定める投資信託証券を見直すことがあります。

「国内株式」25%、「世界株式」25%、「世界債券」50%を基本投資割合とします。なお、経済環境の大きな変化などが生じ、必要と判断した場合には、当該基本投資割合を見直します。

投資信託証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

ファンドの運用目標を達成するため、「世界株式」「国内株式」については、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、良好な実績を有する「ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド」の円建ての投資信託証券（クラスC・JPY・アキュムレーション）と「日本株ESGアクティブラマザーファンド」を選定しました。また、「世界債券」については、具体的な投資先を重視して「ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）」を選定しました。

「世界債券」に属する投資信託証券における組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。ただし、「世界債券」に属する投資信託証券における運用目的達成のために、為替ヘッジ比率を引き下げる、あるいは為替ヘッジ比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。その他の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### ( 2 ) 【投資対象】

#### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

#### 有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

2. コマーシャル・ペーパー

3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2.の証券の性質を有するもの

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

## 金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

## <投資信託証券の概要>

日本株ESGアクティブマザーファンド	
形態	証券投資信託
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この投資信託は、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行います。</li> <li>・主としてわが国の株式に投資を行います。</li> <li>・株式への投資にあたっては、ESGの取り組みの改善が見込まれる企業の中から、企業収益の成長性、株価水準等を考慮して、銘柄選定を行います。</li> <li>・株式の組入比率は高位を維持することを基本とします。</li> <li>・株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。</li> <li>・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。</li> </ul>
主な投資対象	わが国の株式
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資割合に制限を設けません。</li> <li>・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</li> <li>・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。</li> <li>・スワップ取引は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。</li> <li>・外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</li> </ul>
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2019年5月15日
決算日	原則として毎年5月・11月の各25日
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

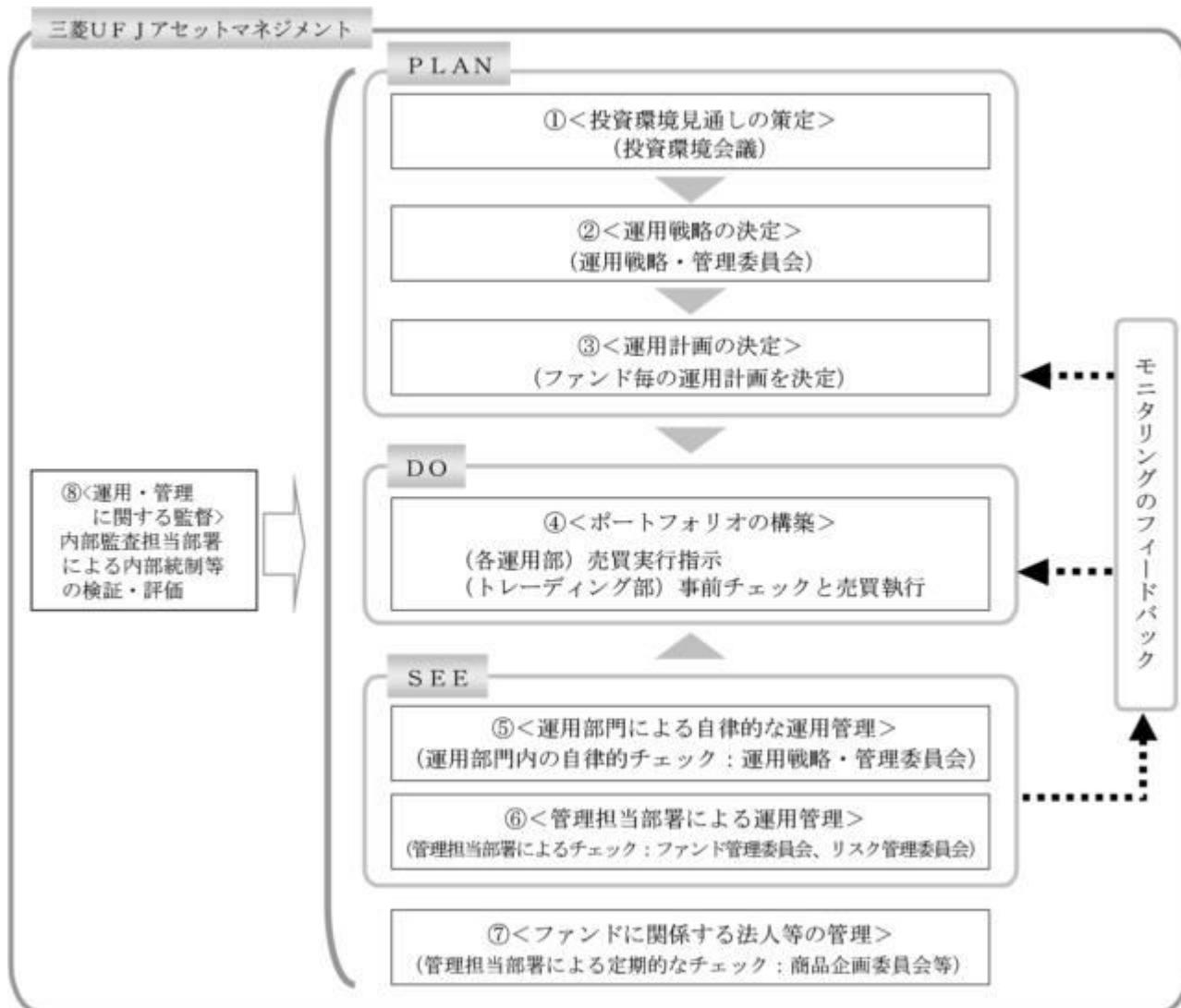
ペイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド －クラスC・JPY・アキュムレーション	
形態	アイルランド籍・外国投資法人
投資運用会社	ペイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド
投資態度	・日本を含む世界各国(新興国を含みます。)の株式等(DR(預託証書)を含みます。以下同じ。)のうち、持続可能であらゆる人々を受容する世界の実現に向け、好ましい社会的インパクトをもたらす製品、サービスの提供や、かかる事業活動を公正かつ誠実に実施する企業の株式等への投資を行い、長期的な信託財産の成長をめざします。
主な投資対象	日本を含む世界各国の株式等
主な投資制限	・同一の発行体が発行する株式等への投資比率は、原則として純資産総額の10%以内とします。 ・新興国の株式等への投資額は、合計して純資産総額の50%以内とします。 ・ロシアの金融商品取引所に上場されている株式等へは投資を行いません。また、他国の金融商品取引所に上場されているロシアの株式等についても投資を行いません。
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額の年率0.055%以内(管理等にかかる費用)
その他の費用・手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2019年6月18日
決算日	毎年9月30日
収益分配方針	原則として分配を行わない方針です。

当該投資信託証券には、上記費用のほか、委託会社報酬から投資運用会社に支払われる報酬があります。詳細については、「4 手数料等及び税金（3）信託報酬等」をご参照ください。

ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	
形態	証券投資信託
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>この投資信託は、FTSE気候リスク調整世界国債インデックス(円ヘッジ、円ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。</li> <li>ヘッジ付気候リスク調整海外国債インデックススマザーファンド受益証券および日本国債インデックススマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の公社債に投資を行います。</li> <li>マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。</li> <li>対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。</li> <li>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、為替ヘッジ比率を引き下げる、あるいは為替ヘッジ比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。</li> <li>市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。</li> </ul>
マザーファンドの投資態度	<p>ヘッジ付気候リスク調整海外国債インデックススマザーファンド</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この投資信託は、FTSE気候リスク調整世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ、円ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。</li> <li>主として日本を除く世界各国の公社債に投資を行います。</li> <li>公社債の組入比率は高位を維持することを基本とします。</li> <li>対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。</li> <li>組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、為替ヘッジ比率を引き下げる、あるいは為替ヘッジ比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。</li> <li>市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。</li> </ul> <p>日本国債インデックススマザーファンド</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この投資信託は、FTSE日本国債インデックスに連動する投資成果をめざして運用を行います。</li> <li>主としてわが国の国債に投資を行います。</li> <li>国債の組入比率は高位を維持することを基本とします。</li> <li>対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し債券の実質投資比率が100%を超える場合があります。</li> <li>市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。</li> </ul>
実質的な主要投資対象	日本を含む世界各国の公社債
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。</li> <li>有価証券先物取引等を行うことができます。</li> <li>スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</li> <li>金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</li> <li>外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</li> </ul>
運用管理費用(信託報酬)	純資産総額の年率0.121%(税抜 年率0.11%)
その他の費用・手数料	売買委託手数料、監査費用、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2021年3月25日
決算日	原則として毎年6月25日
収益分配方針	<p>毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。</p> <p>②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。</p> <p>③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。</p>

- FTSE気候リスク調整世界国債インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券指数である「FTSE世界国債インデックス」をベースとし、各国が直面する気候リスクを将来予測的に評価し、各国の組入比率を相対的に調整する指標です。
- FTSE日本国債インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本国債の総合収益率を指数化した債券インデックスです。
- FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

### (3) 【運用体制】



#### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

#### 運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、  
で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

#### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

#### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### 運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかに是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門での自律的牽制により運用改善を図ります。

#### 管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

#### ファンドに関する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 [https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

### （4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

### （5）【投資制限】

#### <信託約款に定められた投資制限>

##### 株式

株式への直接投資は行いません。

##### 外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

##### 投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

##### 信用取引

信用取引の指図は行いません。

##### 公社債の借入れ

a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることがあります。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行ふものとします。

b . a . の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c . 信託財産の一部解約等の事由により、b . の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

##### 資金の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c . 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3 【投資リスク】

#### ( 1 ) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

**価格変動  
リスク**

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる有価証券等の価格変動の影響を受けます。  
株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。  
債券の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、債券の価格は下落し、組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。市場金利の変動による債券価格の変動は、一般にその債券の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。

**為替変動  
リスク**

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に外貨建資産に投資を行う場合があります。  
組入外貨建資産のうち債券については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減をはかりますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかるご注意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。  
なお、為替ヘッジ比率を引き下げる、あるいは為替ヘッジ比率を100%以上に引き上げることがあります。この場合、為替ヘッジ比率の不足または超過分については為替変動の影響を受けます。  
組入外貨建資産のうち株式については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

**信用リスク**

有価証券等の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、有価証券等の価格が下落（債券の場合は利回りが上昇）すること、配当金が減額あるいは支払いが停止、または利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

**流動性  
リスク**

有価証券等を売買しようとする際に、その有価証券等の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

**カントリー  
リスク**

ファンドは、新興国の株式に実質的な投資を行うことがあります。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

**留意事項**

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 各投資対象とする投資信託証券（ ）では、投資対象銘柄の選択にESG評価を用いていたため、ESG評価に基づく銘柄組入れおよび除外基準により、ファンドの主要投資対象市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また投資機会や投資対象となる銘柄が制限される場合があります。投資先企業のESGにかかる評価に際し、第三者データなどを活用することができます。企業開示が不十分などの理由からこれらのデータや情報が不完全な場合などには、投資対象銘柄の選択の判断に影響する場合があります。

「ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド - クラスC・JPY・アキュムレーション（円建）」（以下、世界株式部分）は以下投資先ファンドの留意点をご確認ください。

<世界株式部分にかかる留意点>

- ・投資先ファンドの運用プロセスにより、ESGやインパクト基準に沿わないと考えられる銘柄は除外されるため、当該基準のないファンドと比較して投資銘柄が制限され、当該基準のないファンドとは異なる運用成果を示す可能性があります。
- ・投資先ファンドでは、投資対象企業の環境、社会およびガバナンス特性（以下、ESG）にかかる評価に際し、一部第三者プロバイダーが提供するデータを活用します。当該データの活用に際し、投資先企業のESG開示自体が不十分であること、データ自体が過去の利用可能なデータに基づいたものであり将来を予測するものではないこと、ESG評価の基準策定は主観的な判断が伴うため第三者プロバイダーごとにESG評価に差が生じ得ること、重要なESG課題に関して十分に考慮できていない可能性があることなどが制約となる場合があります。
- ・投資先ファンドでは、インパクト・テーマを設定し期待するインパクトを想定し運用を行いますが、投資時点で想定したインパクトが達成できない可能性があります。
  
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。  
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。  
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

## （2）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

### コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

### リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

### 内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

## <投資対象ファンド（国内投資信託を除く）の信用リスク管理方法>

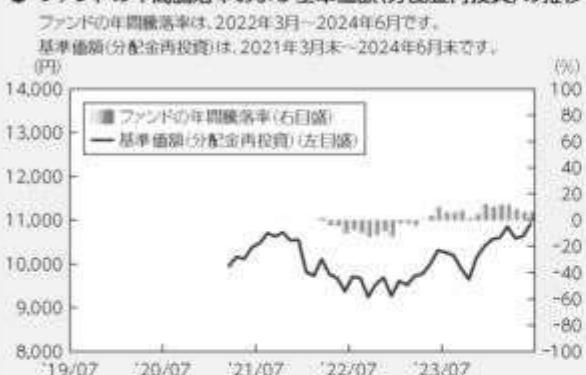
投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

\*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

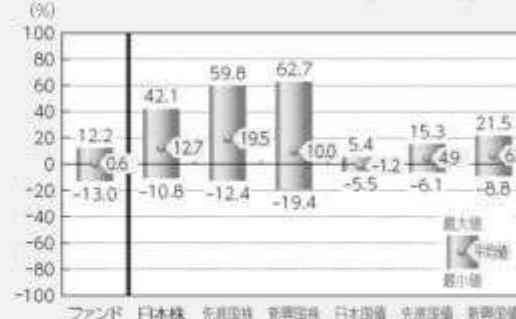
### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2019年7月末～2024年6月末)

ファンドの年間騰落率は、2022年3月～2024年6月です。



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

### 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数值及びTOPIXに係る権利又は商標は、株式会社JPX純研又は株式会社JPX純研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指數の算出、指數の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国债	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリーリサーチ＆コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(結合)のサブインデックスです。当該指數の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指數の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指數を用いて運用されるファンドの運用成績等に關して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指數で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指數の著作権はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指數は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

ありません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、

購入に関する事務手続等です。

**(2)【換金(解約)手数料】**

かかりません。

換金(解約)手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

**(3)【信託報酬等】**

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.594%（税抜0.540%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）  
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.275%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.225%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.040%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

- ・投資対象とする外国投資証券の投資運用会社報酬

委託会社が受ける報酬から、当該外国投資証券のファンド組入額の年0.40%以内が支払われます。

受益者が負担する実質的な信託報酬率（概算値）は、次の通りとなります。

実質的な信託報酬率（概算値）	うち投資信託証券に係る率
年0.66825%（税込）程度	年0.07425%（税込）程度 <sup>(*)</sup>

(\*) ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬は最大年0.121%（税込）です。

(注) 上記概算値は、投資対象とする投資信託証券の信託報酬率を合わせた実質的な信託報酬率を算出したものです（2024年9月25日現在）。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があることから、実質的な信託報酬率は変動します。したがって事前に固定の料率、上限額等を表示することはできません。ファンドが投資対象とする外国投資証券の信託報酬率には消費税等相当額はかかりません。

**<ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬率>**

投資信託証券の名称	信託報酬率
日本株ESGアクティブラマザーファンド	-
ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド - クラスC・JPY・アキュムレーション	年0.055%以内
ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド(FOFs用)（適格機関投資家限定）	年0.121%（税抜 0.11%）

上記の信託報酬率は、今後変更となる場合があります。上記の他、諸費用が別途かかります。申込手数料はかかりません。

（4）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。上記以外の場合の課税の取扱いは、次の通りです。

**個人の受益者に対する課税**

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

**法人の受益者に対する課税**

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

## 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2024年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## （参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2023年6月27日～2024年6月25日）における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.77%	0.65%	0.12%

（比率は年率、表示桁数未満四捨五入）

\*当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

\*①の運用管理費用には投資先ファンドの運用管理費用を含みます。

\*投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。

\*投資先ファンドの費用の内訳は、投資先運用会社の判断に基づいたものです。

\*入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

## 5【運用状況】

### 【三菱UFJ DC世界ESGバランスファンド】

#### （1）【投資状況】

2024年 6月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	113,021,890	48.59

投資証券	アイルランド	60,564,685	26.04
親投資信託受益証券	日本	58,175,763	25.01
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		837,999	0.36
純資産総額		232,600,337	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### a 評価額上位30銘柄

2024年 6月28日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益 証券	ヘッジ付気候リスク調整世界国債イ ンデックスファンド(FOFs用) (適格機関投資家限定)	140,295,296	0.8089	113,484,864	0.8056	113,021,890	48.59
アイルラ ンド	投資証券	ペイリー・ギフォード・ワールドワ イド・ポジティブ・チェンジ・ファ ンド - クラスC・JPY・アクチュ レーション	20,215,726	2,923.67	59,104,188	2,995.9194	60,564,685	26.04
日本	親投資信託受 益証券	日本株ESGアクティブラザーファ ンド	23,909,158	2.4122	57,673,670	2.4332	58,175,763	25.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2024年 6月28日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	48.59
投資証券	26.04
親投資信託受益証券	25.01
合計	99.64

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年6月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (2021年 6月25日)	4,144,145	4,144,145	10,360	10,360
第2計算期間末日 (2022年 6月27日)	51,403,735	51,403,735	9,426	9,426
第3計算期間末日 (2023年 6月26日)	166,900,834	166,900,834	10,228	10,228

第4計算期間末日	(2024年 6月25日)	231,553,578	231,553,578	10,854	10,854
	2023年 6月末日	170,814,586		10,311	
	7月末日	171,839,972		10,261	
	8月末日	170,753,056		10,200	
	9月末日	159,930,781		9,890	
	10月末日	159,547,792		9,647	
	11月末日	155,147,851		10,147	
	12月末日	161,817,567		10,401	
	2024年 1月末日	182,621,995		10,562	
	2月末日	193,562,591		10,601	
	3月末日	200,146,870		10,855	
	4月末日	198,098,338		10,585	
	5月末日	213,934,649		10,636	
	6月末日	232,600,337		10,924	

#### 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円

#### 【収益率の推移】

	収益率( % )
第1計算期間	3.60
第2計算期間	9.01
第3計算期間	8.50
第4計算期間	6.12

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### ( 4 ) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	4,000,000		4,000,000
第2計算期間	57,019,129	6,482,883	54,536,246
第3計算期間	153,070,650	44,422,417	163,184,479
第4計算期間	138,697,196	88,553,860	213,327,815

(参考)

日本株ESGアクティブマザーファンド

投資状況

2024年 6月28日現在  
(単位：円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	5,061,363,470	96.01
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		210,442,531	3.99
純資産総額		5,271,806,001	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位30銘柄

2024年 6月28日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	日立製作所	電気機器	103,500	3,178.00	328,923,000	3,601.00	372,703,500	7.07
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	37,600	7,884.00	296,438,400	8,607.00	323,623,200	6.14
日本	株式	ディスコ	機械	5,100	61,790.00	315,129,000	61,040.00	311,304,000	5.91
日本	株式	カブコン	情報・通信業	81,400	2,716.50	221,123,100	3,033.00	246,886,200	4.68
日本	株式	TOPPANホールディングス	その他製品	54,900	3,979.00	218,447,100	4,433.00	243,371,700	4.62
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	68,900	3,435.38	236,698,147	3,290.00	226,681,000	4.30
日本	株式	三菱ケミカルグループ	化学	234,700	815.10	191,303,970	893.10	209,610,570	3.98
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	14,900	12,555.00	187,069,500	13,640.00	203,236,000	3.86
日本	株式	味の素	食料品	35,500	5,973.00	212,041,500	5,641.00	200,255,500	3.80
日本	株式	日本瓦斯	小売業	82,300	2,416.50	198,877,950	2,417.50	198,960,250	3.77
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	96,700	2,035.50	196,832,850	1,960.00	189,532,000	3.60
日本	株式	三菱商事	卸売業	53,900	3,380.00	182,182,000	3,148.00	169,677,200	3.22
日本	株式	村田製作所	電気機器	47,600	3,038.25	144,620,857	3,322.00	158,127,200	3.00
日本	株式	第一三共	医薬品	28,300	5,627.00	159,244,100	5,524.00	156,329,200	2.97
日本	株式	富士通	電気機器	59,900	2,318.00	138,848,200	2,517.00	150,768,300	2.86
日本	株式	三菱マテリアル	非鉄金属	50,700	3,036.00	153,925,200	2,951.00	149,615,700	2.84
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	23,200	6,935.00	160,892,000	6,322.00	146,670,400	2.78
日本	株式	奥村組	建設業	25,900	4,890.00	126,651,000	5,020.00	130,018,000	2.47
日本	株式	京セラ	電気機器	68,900	1,847.13	127,267,921	1,851.50	127,568,350	2.42
日本	株式	積水ハウス	建設業	35,100	3,567.00	125,201,700	3,563.00	125,061,300	2.37
日本	株式	リコー	電気機器	87,200	1,324.00	115,452,800	1,375.50	119,943,600	2.28
日本	株式	北國フィナンシャルホールディングス	銀行業	21,500	5,070.00	109,005,000	5,280.00	113,520,000	2.15
日本	株式	都築電気	情報・通信業	45,500	2,263.00	102,966,500	2,482.00	112,931,000	2.14
日本	株式	日本製紙	パルプ・紙	115,900	961.00	111,379,900	960.00	111,264,000	2.11
日本	株式	バンダイナムコホールディングス	その他製品	28,300	3,000.00	84,900,000	3,140.00	88,862,000	1.69
日本	株式	ニフコ	化学	18,500	3,516.00	65,046,000	3,837.00	70,984,500	1.35
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	13,400	4,585.00	61,439,000	4,482.00	60,058,800	1.14
日本	株式	ヤマハ	その他製品	13,900	3,353.00	46,606,700	3,766.00	52,347,400	0.99
日本	株式	デサント	繊維製品	15,300	3,285.00	50,260,500	3,375.00	51,637,500	0.98

日本	株式	丸井グループ	小売業	22,300	2,313.50	51,591,050	2,269.00	50,598,700	0.96
----	----	--------	-----	--------	----------	------------	----------	------------	------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2024年 6月28日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	建設業	4.84
	食料品	4.72
	繊維製品	0.98
	パルプ・紙	2.11
	化学	5.32
	医薬品	3.42
	ゴム製品	2.78
	非鉄金属	2.84
	機械	6.86
	電気機器	22.38
	輸送用機器	4.30
	精密機器	0.35
	その他製品	7.30
	情報・通信業	6.83
	卸売業	3.22
	小売業	8.33
	銀行業	2.15
	サービス業	7.28
小計		96.01
合計		96.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なものの概要

該当事項はありません。

## ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)

### 投資状況

2024年 6月28日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,078,548,668	99.98
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		212,894	0.02
純資産総額		1,078,761,562	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位 30 銘柄

2024年 6月28日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ヘッジ付気候リスク調整海外国債インデックススマザーファンド	1,192,085,702	0.7936	946,039,221	0.7909	942,820,581	87.40
日本	親投資信託受益証券	日本国債インデックススマザーファンド	152,486,336	0.8935	136,246,542	0.8901	135,728,087	12.58

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2024年 6月28日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.98
合計	99.98

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なものの概要

該当事項はありません。

### ヘッジ付気候リスク調整海外国債インデックススマザーファンド

#### 投資状況

2024年 6月28日現在

(単位 : 円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	357,965,519	37.97
	イタリア	110,180,895	11.69
	ドイツ	101,672,184	10.78
	イギリス	94,027,340	9.97
	フランス	92,373,609	9.80
	スペイン	69,598,952	7.38
	中国	36,998,038	3.92
	オーストリア	17,379,360	1.84
	カナダ	12,850,288	1.36
	オーストラリア	11,342,221	1.20
	フィンランド	7,301,922	0.77
	デンマーク	4,753,594	0.50
	ポーランド	4,343,631	0.46
	メキシコ	4,081,351	0.43
	スウェーデン	3,718,119	0.39

	オランダ	3,453,607	0.37
	アイルランド	3,110,760	0.33
	ノルウェー	2,911,344	0.31
	ベルギー	2,753,780	0.29
	ニュージーランド	2,602,871	0.28
	イスラエル	2,492,562	0.26
	シンガポール	2,302,853	0.24
	マレーシア	645,723	0.07
	小計	948,860,523	100.63
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		5,983,176	0.63
<b>純資産総額</b>		<b>942,877,347</b>	<b>100.00</b>

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位 30 銘柄

2024年 6月28日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	4.5 T-NOTE 251115	80,000	16,012.93	12,810,350	16,011.36	12,809,092	4.500000	2025/11/15	1.36
イタリア	国債証券	1.5 ITALY GOVT 250601	70,000	16,923.77	11,846,642	16,924.34	11,847,038	1.500000	2025/6/1	1.26
中国	国債証券	2.8 CHINA GOVT 290324	500,000	2,291.50	11,457,502	2,291.92	11,459,628	2.800000	2029/3/24	1.22
アメリカ	国債証券	3.875 T-NOTE 271231	70,000	15,833.30	11,083,314	15,816.31	11,071,422	3.875000	2027/12/31	1.17
イギリス	国債証券	4.25 GILT 320607	50,000	20,770.22	10,385,111	20,693.20	10,346,602	4.250000	2032/6/7	1.10
アメリカ	国債証券	1.875 T-NOTE 290228	70,000	14,467.98	10,127,590	14,448.79	10,114,157	1.875000	2029/2/28	1.07
アメリカ	国債証券	3.625 T-NOTE 260515	60,000	15,786.74	9,472,048	15,779.82	9,467,896	3.625000	2026/5/15	1.00
アメリカ	国債証券	1.25 T-NOTE 261231	60,000	14,861.85	8,917,110	14,853.67	8,912,204	1.250000	2026/12/31	0.95
アメリカ	国債証券	3 T-BOND 470515	70,000	12,634.24	8,843,969	12,531.05	8,771,739	3.000000	2047/5/15	0.93
フランス	国債証券	0.5 O.A.T 260525	50,000	16,414.66	8,207,332	16,417.81	8,208,907	0.500000	2026/5/25	0.87
アメリカ	国債証券	4.375 T-NOTE 260815	50,000	16,012.30	8,006,154	16,002.55	8,001,278	4.375000	2026/8/15	0.85
アメリカ	国債証券	3.375 T-BOND 481115	60,000	13,427.95	8,056,771	13,312.18	7,987,310	3.375000	2048/11/15	0.85
アメリカ	国債証券	4.125 T-NOTE 270215	50,000	15,945.29	7,972,648	15,931.14	7,965,572	4.125000	2027/2/15	0.84
アメリカ	国債証券	4.125 T-NOTE 321115	50,000	15,973.29	7,986,647	15,920.44	7,960,221	4.125000	2032/11/15	0.84
アメリカ	国債証券	4 T-NOTE 290131	50,000	15,909.12	7,954,561	15,886.15	7,943,078	4.000000	2029/1/31	0.84
アメリカ	国債証券	4 T-NOTE 291031	50,000	15,895.90	7,947,954	15,868.85	7,934,426	4.000000	2029/10/31	0.84
アメリカ	国債証券	0.875 T-NOTE 301115	60,000	13,105.81	7,863,487	13,074.98	7,844,988	0.875000	2030/11/15	0.83
アメリカ	国債証券	0.25 T-NOTE 250731	50,000	15,293.78	7,646,892	15,293.15	7,646,578	0.250000	2025/7/31	0.81
アメリカ	国債証券	0.625 T-NOTE 260731	50,000	14,820.32	7,410,162	14,815.29	7,407,646	0.625000	2026/7/31	0.79
アメリカ	国債証券	1.25 T-NOTE 280531	50,000	14,316.03	7,158,018	14,298.42	7,149,211	1.250000	2028/5/31	0.76

アメリカ	国債証券	1.5 T-NOTE 300215	50,000	13,896.69	6,948,345	13,864.60	6,932,301	1.500000	2030/2/15	0.74
イタリア	国債証券	3.4 ITALY GOVT 280401	40,000	17,269.99	6,907,999	17,228.02	6,891,211	3.400000	2028/4/1	0.73
フランス	国債証券	3 0.A.T 330525	40,000	17,111.79	6,844,716	17,005.59	6,802,237	3.000000	2033/5/25	0.72
イタリア	国債証券	1.25 ITALY GOVT 261201	40,000	16,424.80	6,569,922	16,406.56	6,562,626	1.250000	2026/12/1	0.70
スペイン	国債証券	2.55 SPAIN GOVT 321031	40,000	16,496.72	6,598,688	16,402.88	6,561,155	2.550000	2032/10/31	0.70
アメリカ	国債証券	3 T-BOND 420515	50,000	13,204.90	6,602,454	13,115.56	6,557,781	3.000000	2042/5/15	0.70
フランス	国債証券	0 0.A.T 260225	40,000	16,365.56	6,546,227	16,371.35	6,548,543	0.000000	2026/2/25	0.69
ドイツ	国債証券	0 OBL 261009	40,000	16,221.16	6,488,466	16,225.32	6,490,129	0.000000	2026/10/9	0.69
アメリカ	国債証券	4.625 T-NOTE 260315	40,000	16,057.92	6,423,168	16,052.88	6,421,155	4.625000	2026/3/15	0.68
アメリカ	国債証券	4.125 T-NOTE 300831	40,000	15,985.56	6,394,225	15,953.16	6,381,265	4.125000	2030/8/31	0.68

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2024年 6月28日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	100.63
合計	100.63

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 日本国債インデックスマザーファンド

### 投資状況

2024年 6月28日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	日本	6,478,003,300	99.54
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		29,741,522	0.46
純資産総額		6,507,744,822	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位 30 銘柄

2024年 6月28日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第374回利付国債(10年)	129,000,000	98.10	126,560,930	97.88	126,266,490	0.800000	2034/3/20	1.94

日本	国債証券	第454回利付国債(2年)	100,000,000	99.87	99,872,000	99.84	99,840,000	0.100000	2025/11/1	1.53
日本	国債証券	第373回利付国債(10年)	83,000,000	96.78	80,332,380	96.41	80,023,620	0.600000	2033/12/20	1.23
日本	国債証券	第333回利付国債(30年)	75,000,000	105.90	79,428,750	105.49	79,118,250	2.000000	2040/9/20	1.22
日本	国債証券	第355回利付国債(30年)	73,000,000	105.11	76,736,870	104.76	76,477,720	2.000000	2041/9/20	1.18
日本	国債証券	第128回利付国債(20年)	70,000,000	108.27	75,794,600	107.86	75,506,900	1.900000	2031/6/20	1.16
日本	国債証券	第311回利付国債(30年)	69,000,000	109.22	75,363,180	108.94	75,171,360	2.200000	2039/9/20	1.16
日本	国債証券	第146回利付国債(5年)	75,000,000	99.83	74,877,750	99.80	74,856,750	0.100000	2025/12/20	1.15
日本	国債証券	第322回利付国債(30年)	68,000,000	110.39	75,067,240	110.03	74,823,800	2.300000	2040/3/20	1.15
日本	国債証券	第109回利付国債(20年)	70,000,000	106.34	74,443,600	106.15	74,311,300	1.900000	2029/3/20	1.14
日本	国債証券	第377回利付国債(30年)	72,000,000	102.85	74,055,600	102.49	73,797,840	1.900000	2042/9/20	1.13
日本	国債証券	第855回利付国債(20年)	70,000,000	103.18	72,232,300	103.12	72,190,300	2.100000	2026/3/20	1.11
日本	国債証券	第166回利付国債(5年)	70,000,000	99.51	69,661,900	99.36	69,556,900	0.400000	2028/12/20	1.07
日本	国債証券	第149回利付国債(5年)	70,000,000	99.33	69,533,100	99.27	69,490,400	0.005000	2026/9/20	1.07
日本	国債証券	第350回利付国債(10年)	70,000,000	98.82	69,176,800	98.72	69,104,000	0.100000	2028/3/20	1.06
日本	国債証券	第364回利付国債(10年)	71,000,000	95.61	67,888,760	95.31	67,675,780	0.100000	2031/9/20	1.04
日本	国債証券	第188回利付国債(30年)	60,000,000	112.10	67,265,400	111.66	66,999,000	2.300000	2035/3/20	1.03
日本	国債証券	第114回利付国債(20年)	60,000,000	108.31	64,986,000	108.06	64,836,000	2.100000	2029/12/20	1.00
日本	国債証券	第372回利付国債(10年)	65,000,000	98.89	64,281,100	98.51	64,037,350	0.800000	2033/9/20	0.98
日本	国債証券	第145回利付国債(5年)	64,000,000	99.90	63,940,480	99.88	63,925,760	0.100000	2025/9/20	0.98
日本	国債証券	第97回利付国債(20年)	60,000,000	105.88	63,530,400	105.74	63,445,200	2.200000	2027/9/20	0.97
日本	国債証券	第151回利付国債(5年)	63,000,000	99.10	62,436,780	99.03	62,389,530	0.005000	2027/3/20	0.96
日本	国債証券	第162回利付国債(20年)	68,000,000	91.06	61,924,880	90.72	61,689,600	0.600000	2037/9/20	0.95
日本	国債証券	第4回利付国債(40年)	60,000,000	102.85	61,713,600	102.23	61,341,600	2.200000	2051/3/20	0.94
日本	国債証券	第116回利付国債(20年)	55,000,000	109.16	60,041,850	108.84	59,864,750	2.200000	2030/3/20	0.92
日本	国債証券	第102回利付国債(20年)	55,000,000	107.71	59,243,250	107.54	59,148,100	2.400000	2028/6/20	0.91
日本	国債証券	第362回利付国債(10年)	61,000,000	96.32	58,760,080	95.96	58,538,650	0.100000	2031/3/20	0.90
日本	国債証券	第461回利付国債(2年)	55,000,000	100.13	55,072,050	100.13	55,073,150	0.400000	2026/6/1	0.85
日本	国債証券	第150回利付国債(5年)	55,000,000	99.22	54,572,650	99.15	54,534,700	0.005000	2026/12/20	0.84
日本	国債証券	第124回利付国債(20年)	50,000,000	108.70	54,352,000	108.31	54,158,000	2.000000	2030/12/20	0.83

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

**b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率**

2024年 6月28日現在

種類	投資比率(%)
----	---------

国債証券	99.54
合計	99.54

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なものの

該当事項はありません。

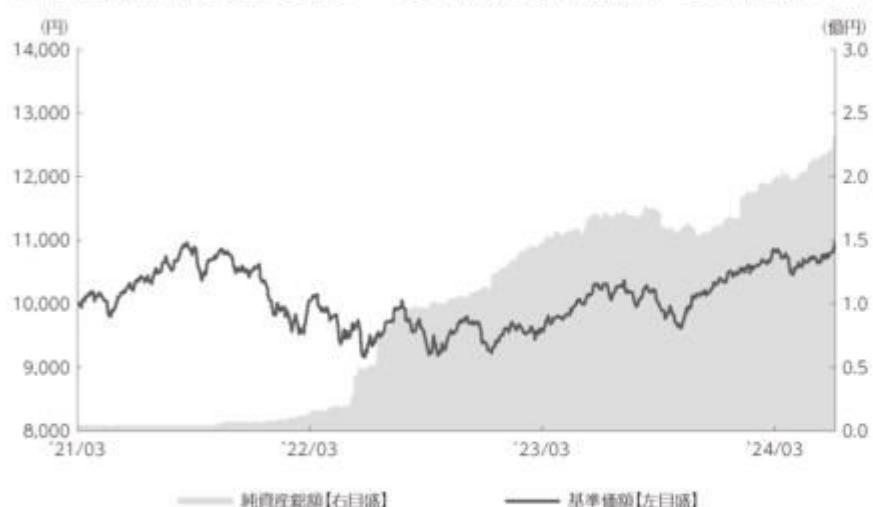
#### 参考情報



## 運用実績

2024年6月28日現在

### ■基準価額・純資産の推移 2021年3月25日(設定日)～2024年6月28日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■基準価額・純資産

基準価額	10,924円
純資産総額	2.3億円

• 純資産総額は表示桁未満切捨て

### ■分配の推移

2024年 6月	0円
2023年 6月	0円
2022年 6月	0円
2021年 6月	0円
設定来累計	0円

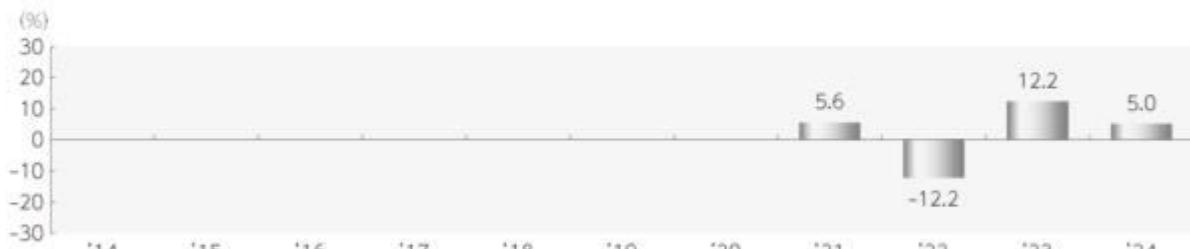
• 分配金は1万口当たり、税引前

### ■主要な資産の状況

組入上位銘柄	比率
1 ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	48.6%
2 ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド-クラスC・JPY・アキュムレーション	26.0%
3 日本株ESGアクティブラザーファンド	25.0%

• 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

### ■年間收益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2021年は設定日から年末までの、2024年は年初から6月28日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

### 申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ロンドンの銀行の休業日およびその前営業日

ロンドンにおける債券市場の取引停止日およびその前営業日

ニューヨークの銀行の休業日およびその前営業日

ニューヨークにおける債券市場の取引停止日およびその前営業日

ダブリンの銀行の休業日およびその前営業日

ダブリンの銀行の休業日が2営業日以上連続する場合、その連続休業日の直前4営業日間取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

### 申込単位

1円以上1円単位

### 申込価額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額

### 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### 申込価額の照会方法

申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

### 申込手数料

ありません。

### 申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

### 申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

ただし、2024年11月5日以降は、以下の通りとなります。

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

### 取得申込みの受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の取得の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）によ

る市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 2 【換金（解約）手続等】

### 解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ロンドンの銀行の休業日およびその前営業日

ロンドンにおける債券市場の取引停止日およびその前営業日

ニューヨークの銀行の休業日およびその前営業日

ニューヨークにおける債券市場の取引停止日およびその前営業日

ダブリンの銀行の休業日およびその前営業日

ダブリンの銀行の休業日が2営業日以上連続する場合、その連続休業日の直前4営業日間受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

### 解約単位

1口単位

### 解約価額

解約請求受付日の翌々営業日の基準価額

### 信託財産留保額

ありません。

### 解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### 解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

### 支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

### 解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

ただし、2024年11月5日以降は、以下の通りとなります。

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合

があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

#### 解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の換金の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求の受付を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行つた当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

### 3 【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

##### 基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

##### （資産の評価方法）

###### ・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

###### ・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

###### ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

###### ・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

###### ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

投資対象とする外国投資証券については、資金流入出にともない発生する取引費用などによる純資産への影響を軽減するため、資金流入出が純流入の場合は基準価額が上方に、純流出の場合は下方に調整が行われことがあります。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

**基準価額の算出頻度**

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

**基準価額の照会方法**

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

**( 2 ) 【保管】**

該当事項はありません。

**( 3 ) 【信託期間】**

無期限（2021年3月25日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。

**( 4 ) 【計算期間】**

毎年6月26日から翌年6月25日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

**( 5 ) 【その他】**

**ファンドの償還条件等**

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

**信託約款の変更等**

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

#### ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

#### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約することにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3カ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

#### 運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

#### 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

### ( 1 ) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

### ( 2 ) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### ( 3 ) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

### 第3 【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2023年6月27日から2024年6月25日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

### 1 【財務諸表】

【三菱UFJ DC世界ESGバランスファンド】

( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第3期 [ 2023年 6月26日現在 ]	第4期 [ 2024年 6月25日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	6,660,265	6,155,540
投資信託受益証券	82,564,601	113,484,864
投資証券	40,788,796	57,364,188
親投資信託受益証券	41,109,939	57,673,670
未収利息	-	10
流動資産合計	<u>171,123,601</u>	<u>234,678,272</u>
<b>資産合計</b>	<b>171,123,601</b>	<b>234,678,272</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	-	2,200,000
未払解約金	3,790,836	349,966
未払受託者報酬	31,848	42,375
未払委託者報酬	398,050	529,657
未払利息	16	-
その他未払費用	2,017	2,696
流動負債合計	<u>4,222,767</u>	<u>3,124,694</u>
<b>負債合計</b>	<b>4,222,767</b>	<b>3,124,694</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	163,184,479	213,327,815
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	3,716,355	18,225,763
(分配準備積立金)	<u>9,442,940</u>	<u>16,213,498</u>
元本等合計	<u>166,900,834</u>	<u>231,553,578</u>
<b>純資産合計</b>	<b>166,900,834</b>	<b>231,553,578</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>171,123,601</b>	<b>234,678,272</b>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

	(単位：円)	
	第3期 自 2022年 6月28日 至 2023年 6月26日	第4期 自 2023年 6月27日 至 2024年 6月25日
<b>営業収益</b>		
受取利息	6	606
有価証券売買等損益	12,351,101	11,709,386
営業収益合計	<u>12,351,107</u>	<u>11,709,992</u>
<b>営業費用</b>		
支払利息	813	599
受託者報酬	52,722	78,571
委託者報酬	658,959	982,087
その他費用	3,312	4,996
営業費用合計	<u>715,806</u>	<u>1,066,253</u>
営業利益又は営業損失( )	11,635,301	10,643,739
経常利益又は経常損失( )	11,635,301	10,643,739
当期純利益又は当期純損失( )	11,635,301	10,643,739
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	1,063,663	21,452
期首剩余金又は期首次損金( )	3,132,511	3,716,355
剩余金増加額又は欠損金減少額	2,153,804	5,896,131
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	2,153,804	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	5,896,131
剩余金減少額又は欠損金増加額	5,876,576	2,009,010
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	2,009,010
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	5,876,576	-
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金( )	<u>3,716,355</u>	<u>18,225,763</u>

### (3) 【注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年6月25日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2023年6月27日から2024年6月25日までとなっております。

#### (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

	第3期 [2023年 6月26日現在]	第4期 [2024年 6月25日現在]
1. 期首元本額	54,536,246円	163,184,479円
期中追加設定元本額	153,070,650円	138,697,196円
期中一部解約元本額	44,422,417円	88,553,860円
2. 受益権の総数	163,184,479口	213,327,815口

#### (損益及び剩余金計算書に関する注記)

第3期 自 2022年 6月28日 至 2023年 6月26日	第4期 自 2023年 6月27日 至 2024年 6月25日																																																												
<p>1. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>646,834円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>8,735,648円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>5,924,183円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>60,458円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>15,367,123円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>163,184,479口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>941円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	646,834円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	8,735,648円	収益調整金額	C	5,924,183円	分配準備積立金額	D	60,458円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,367,123円	当ファンドの期末残存口数	F	163,184,479口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	941円	1万口当たり分配金額	H	円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	円	<p>1. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>771,063円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>9,851,224円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>14,538,407円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>5,591,211円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>30,751,905円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>213,327,815口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>1,441円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	771,063円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	9,851,224円	収益調整金額	C	14,538,407円	分配準備積立金額	D	5,591,211円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	30,751,905円	当ファンドの期末残存口数	F	213,327,815口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,441円	1万口当たり分配金額	H	円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	646,834円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	8,735,648円																																																											
収益調整金額	C	5,924,183円																																																											
分配準備積立金額	D	60,458円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,367,123円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	163,184,479口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	941円																																																											
1万口当たり分配金額	H	円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	771,063円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	9,851,224円																																																											
収益調整金額	C	14,538,407円																																																											
分配準備積立金額	D	5,591,211円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	30,751,905円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	213,327,815口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,441円																																																											
1万口当たり分配金額	H	円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円																																																											

#### (金融商品に関する注記)

##### 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第3期 自 2022年 6月28日 至 2023年 6月26日	第4期 自 2023年 6月27日 至 2024年 6月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	第3期 自 2022年 6月28日 至 2023年 6月26日	第4期 自 2023年 6月27日 至 2024年 6月25日
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第3期 [ 2023年 6月26日現在 ]	第4期 [ 2024年 6月25日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

種類	第3期 [ 2023年 6月26日現在 ]	第4期 [ 2024年 6月25日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	3,558,213	2,245,821
投資証券	7,205,459	5,396,672
親投資信託受益証券	6,563,964	8,398,776
合計	10,211,210	11,549,627

### (デリバティブ取引に関する注記)

#### 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

### (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

#### (1口当たり情報)

	第3期 [ 2023年 6月26日現在 ]	第4期 [ 2024年 6月25日現在 ]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0228円 (10,228円)	1.0854円 (10,854円)

### (4)【附属明細表】

#### 第1 有価証券明細表 (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	140,295,296	113,484,864	
投資信託受益証券 合計		140,295,296	113,484,864	
投資証券	ペイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド - クラスC・JPY・アキュムレーション	19,634.93	57,364,188	
投資証券 合計		19,634.93	57,364,188	
親投資信託受益証券	日本株ESGアクティブマザーファンド	23,909,158	57,673,670	
親投資信託受益証券 合計		23,909,158	57,673,670	
	合計	164,224,088.93	228,522,722	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 日本株ESGアクティブマザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

[ 2024年 6月25日現在 ]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	222,842,821
株式	4,988,926,850
未収配当金	10,940,850
未収利息	386
流動資産合計	5,222,710,907
資産合計	5,222,710,907
負債の部	
流動負債	
未払解約金	4,588,155
流動負債合計	4,588,155
負債合計	4,588,155
純資産の部	
元本等	
元本	2,163,219,352
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	3,054,903,400
元本等合計	5,218,122,752
純資産合計	5,218,122,752
負債純資産合計	5,222,710,907

## 注記表

### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
--------------------	---

### （重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

### （貸借対照表に関する注記）

		[2024年 6月25日現在]
1. 期首		2023年 6月27日
期首元本額		1,202,988,239円
期中追加設定元本額		1,096,194,184円
期中一部解約元本額		135,963,071円
元本の内訳		
国内株式セレクション（ラップ向け）		1,682,626,939円
三菱UFJ DC日本株ESGアクティブランド		416,691,002円
三菱UFJ DC世界ESGバランスファンド		23,909,158円
三菱UFJ アドバンスト・バランス（安定型）		2,725,837円
三菱UFJ アドバンスト・バランス（安定成長型）		37,266,416円
合計		2,163,219,352円
2. 受益権の総数		2,163,219,352口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

### （金融商品に関する注記）

#### 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023年 6月27日 至 2024年 6月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っています。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

#### 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 2024年 6月25日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	( 1 ) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ( 2 ) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 ( 3 ) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### （有価証券に関する注記）

#### 売買目的有価証券

種類	[ 2024年 6月25日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	110,084,913
合計	110,084,913

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

		[ 2024年 6月25日現在 ]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)		2,4122円 (24,122円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1833	奥村組	25,900	4,980.00	128,982,000	
1928	積水ハウス	35,100	3,526.00	123,762,600	
2802	味の素	35,500	5,846.00	207,533,000	
2908	フジツコ	26,100	1,866.00	48,702,600	
8114	デサント	15,300	3,445.00	52,708,500	
3863	日本製紙	115,900	964.00	111,727,600	
4188	三菱ケミカルグループ	246,400	889.00	219,049,600	
7988	ニフコ	18,500	3,821.00	70,688,500	
4502	武田薬品工業	5,800	4,176.00	24,220,800	
4568	第一三共	28,300	5,558.00	157,291,400	
5108	ブリヂストン	23,200	6,490.00	150,568,000	
5711	三菱マテリアル	50,700	2,992.50	151,719,750	
6146	ディスコ	5,300	59,700.00	316,410,000	
6370	栗田工業	7,400	6,776.00	50,142,400	
6501	日立製作所	20,700	17,525.00	362,767,500	
6645	オムロン	8,600	5,621.00	48,340,600	
6702	富士通	59,900	2,426.50	145,347,350	
6758	ソニーグループ	14,900	13,170.00	196,233,000	
6971	京セラ	55,100	1,877.50	103,450,250	
6981	村田製作所	39,700	3,300.00	131,010,000	
7752	リコー	87,200	1,350.00	117,720,000	
7203	トヨタ自動車	68,900	3,296.00	227,094,400	
7701	島津製作所	4,600	4,020.00	18,492,000	
7832	バンダイナムコホールディングス	28,300	3,084.00	87,277,200	
7911	TOPPANホールディングス	54,900	4,360.00	239,364,000	
7951	ヤマハ	13,900	3,735.00	51,916,500	
8157	都築電気	45,500	2,396.00	109,018,000	
9697	カプコン	81,400	3,029.00	246,560,600	

8058	三菱商事	53,900	3,165.00	170,593,500	
3382	セブン＆アイ・ホールディングス	96,700	1,964.50	189,967,150	
8174	日本瓦斯	82,300	2,358.50	194,104,550	
8252	丸井グループ	22,300	2,267.00	50,554,100	
7381	北國フィナンシャルホールディングス	21,500	5,250.00	112,875,000	
4661	オリエンタルランド	13,400	4,504.00	60,353,600	
6098	リクルートホールディングス	37,600	8,308.00	312,380,800	
合 計		1,550,700		4,988,926,850	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド（F O F s用）（適格機関投資家限定）

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	第3期 [ 2023年 6月26日現在 ]	第4期 [ 2024年 6月25日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	905,619	864,788
親投資信託受益証券	1,086,230,385	1,082,274,332
未収入金	-	37,175
未収利息	-	1
流動資産合計	<u>1,087,136,004</u>	<u>1,083,176,296</u>
資産合計	<u>1,087,136,004</u>	<u>1,083,176,296</u>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	117,934	117,367
未払委託者報酬	530,653	528,080
未払利息	2	-
その他未払費用	21,172	21,064
流動負債合計	<u>669,761</u>	<u>666,511</u>
負債合計	<u>669,761</u>	<u>666,511</u>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,297,069,596	1,338,295,296
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	210,603,353	255,785,511
（分配準備積立金）	44,281,026	65,509,135
元本等合計	<u>1,086,466,243</u>	<u>1,082,509,785</u>
純資産合計	<u>1,086,466,243</u>	<u>1,082,509,785</u>
負債純資産合計	<u>1,087,136,004</u>	<u>1,083,176,296</u>

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第3期 自 2022年 6月28日 至 2023年 6月26日	第4期 自 2023年 6月27日 至 2024年 6月25日
--	---------------------------------------	---------------------------------------

<b>営業収益</b>		
受取利息	3	105
有価証券売買等損益	62,790,561	36,438,928
営業収益合計	62,790,558	36,438,823
<b>営業費用</b>		
支払利息	199	37
受託者報酬	238,116	233,773
委託者報酬	1,071,399	1,051,878
その他費用	42,745	41,952
営業費用合計	1,352,459	1,327,640
営業利益又は営業損失( )	64,143,017	37,766,463
経常利益又は経常損失( )	64,143,017	37,766,463
当期純利益又は当期純損失( )	64,143,017	37,766,463
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	284,056	829,958
期首剰余金又は期首次損金( )	136,879,257	210,603,353
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,220,292	4,664,434
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,220,292	4,664,434
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,085,427	12,910,087
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,085,427	12,910,087
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	210,603,353	255,785,511

## (3)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年6月25日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2023年 6月27日から2024年 6月25日までとなっております。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	第3期 [2023年 6月26日現在]	第4期 [2024年 6月25日現在]
1. 期首元本額	1,226,398,506円	1,297,069,596円
期中追加設定元本額	81,575,427円	69,900,087円
期中一部解約元本額	10,904,337円	28,674,387円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	210,603,353円	255,785,511円
3. 受益権の総数	1,297,069,596口	1,338,295,296口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第3期 自 2022年 6月28日 至 2023年 6月26日	第4期 自 2023年 6月27日 至 2024年 6月25日
1. 分配金の計算過程		1. 分配金の計算過程
項目	A	A
費用控除後の配当等収益額	19,179,320円	22,191,378円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	4,483,323円
分配準備積立金額	D	43,317,757円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	69,992,458円
当ファンドの期末残存口数	F	1,338,295,296口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	522円
1万口当たり分配金額	H	円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第3期 自 2022年 6月28日 至 2023年 6月26日	第4期 自 2023年 6月27日 至 2024年 6月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第3期 [ 2023年 6月26日現在 ]	第4期 [ 2024年 6月25日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左  (2) デリバティブ取引 同左  (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第3期 [ 2023年 6月26日現在 ]	第4期 [ 2024年 6月25日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	58,334,734	31,423,109
合計	58,334,734	31,423,109

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第3期 [ 2023年 6月26日現在 ]	第4期 [ 2024年 6月25日現在 ]
--	--------------------------	--------------------------

1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8376円 (8,376円)	0.8089円 (8,089円)
---------------------------	---------------------	---------------------

#### (4) 附属明細表

##### 第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

##### (2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	ヘッジ付気候リスク調整海外国債インデックスマザーファンド	1,192,066,562	946,024,023	
	日本国債インデックスマザーファンド	152,490,553	136,250,309	
合計		1,344,557,115	1,082,274,332	

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### ヘッジ付気候リスク調整海外国債インデックスマザーファンド

##### 貸借対照表

(単位:円)

[2024年 6月25日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	6,573,413
コール・ローン	8,798,584
国債証券	945,270,596
派生商品評価勘定	131,575
未収利息	6,537,141
前払費用	663,357
流動資産合計	967,974,666
資産合計	967,974,666
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	15,430,473
未払金	6,539,860
流動負債合計	21,970,333
負債合計	21,970,333
純資産の部	
元本等	
元本	1,192,066,562
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	246,062,229
元本等合計	946,004,333
純資産合計	946,004,333
負債純資産合計	967,974,666

##### 注記表

**(重要な会計方針に係る事項に関する注記)**

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

**(重要な会計上の見積りに関する注記)**

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

**(貸借対照表に関する注記)**

		[2024年 6月25日現在]
1. 期首		2023年 6月27日
期首元本額		1,123,263,006円
期中追加設定元本額		110,545,766円
期中一部解約元本額		41,742,210円
元本の内訳		
ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）		1,192,066,562円
合計		1,192,066,562円
2. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	246,062,229円
3. 受益権の総数		1,192,066,562口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

**(金融商品に関する注記)**

**1 金融商品の状況に関する事項**

区分	自 2023年 6月27日 至 2024年 6月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡しを伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	

**2 金融商品の時価等に関する事項**

区分	[ 2024年 6月25日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

**(有価証券に関する注記)**

売買目的有価証券

種類	[ 2024年 6月25日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	875,606
合計	875,606

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

#### (デリバティブ取引に関する注記)

##### 取引の時価等に関する事項

##### 通貨関連

[ 2024年 6月25日現在 ]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	アメリカドル	1,598,350	1,595,357	2,993
	ユーロ	2,222,012	2,226,526	4,514
	売建			
	アメリカドル	346,109,432	353,631,600	7,522,168
	カナダドル	12,659,825	12,955,620	295,795
	オーストラリアドル	11,498,711	11,772,737	274,026
	イギリスポンド	91,579,017	93,228,030	1,649,013
	シンガポールドル	2,430,431	2,475,396	44,965
	マレーシアリンギット	663,916	676,946	13,030
	ニュージーランドドル	2,577,852	2,633,310	55,458
	スウェーデンクローネ	3,655,172	3,771,906	116,734
	ノルウェークローネ	2,898,173	2,962,344	64,171
	デンマーククローネ	4,877,404	4,932,960	55,556
	メキシコペソ	4,505,675	4,381,533	124,142
	イスラエルシェケル	2,569,564	2,607,475	37,911
	ポーランドズロチ	4,415,140	4,462,214	47,074
	中国元	36,571,395	37,161,903	590,508
	ユーロ	403,512,417	408,170,569	4,658,152
	合計	934,344,486	949,646,426	15,298,898

##### (注) 時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- (イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- (ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

#### (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

#### (1口当たり情報)

	[ 2024年 6月25日現在 ]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7936円 (7,936円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	0.25 T-NOTE 250630	40,000.00	38,111.25	
		0.25 T-NOTE 250731	50,000.00	47,475.58	
		0.25 T-NOTE 250930	20,000.00	18,851.95	
		0.375 T-NOTE 251231	30,000.00	28,048.24	
		0.375 T-NOTE 260131	40,000.00	37,271.87	
		0.375 T-NOTE 270930	10,000.00	8,782.03	
		0.5 T-NOTE 270531	30,000.00	26,757.42	
		0.625 T-NOTE 260731	50,000.00	46,005.85	
		0.625 T-NOTE 300515	30,000.00	24,372.65	
		0.75 T-NOTE 280131	40,000.00	35,200.00	
		0.875 T-NOTE 260630	40,000.00	37,107.03	
		0.875 T-NOTE 301115	60,000.00	48,820.31	
		1 T-NOTE 280731	20,000.00	17,513.66	
		1.125 T-BOND 400815	30,000.00	18,707.81	
		1.125 T-NOTE 280229	20,000.00	17,804.68	
		1.125 T-NOTE 310215	30,000.00	24,694.33	
		1.25 T-BOND 500515	40,000.00	20,496.87	
		1.25 T-NOTE 261130	10,000.00	9,243.35	
		1.25 T-NOTE 261231	60,000.00	55,361.71	
		1.25 T-NOTE 280331	40,000.00	35,701.56	
		1.25 T-NOTE 280531	50,000.00	44,440.42	
		1.25 T-NOTE 310815	40,000.00	32,685.15	
		1.375 T-NOTE 311115	10,000.00	8,192.18	
		1.5 T-NOTE 270131	10,000.00	9,263.47	
		1.5 T-NOTE 281130	10,000.00	8,876.75	
		1.5 T-NOTE 300215	50,000.00	43,138.67	
		1.625 T-BOND 501115	40,000.00	22,604.68	
		1.625 T-NOTE 310515	30,000.00	25,351.75	
		1.75 T-BOND 410815	10,000.00	6,767.96	
		1.875 T-NOTE 290228	70,000.00	62,876.95	
		2.25 T-BOND 410515	10,000.00	7,398.63	
		2.25 T-BOND 520215	60,000.00	39,384.37	
		2.25 T-NOTE 260331	20,000.00	19,150.00	

2.375 T-NOTE 290515	40,000.00	36,654.68
2.75 T-NOTE 250831	30,000.00	29,220.70
2.75 T-NOTE 320815	40,000.00	35,910.15
2.875 T-BOND 490515	50,000.00	37,949.21
2.875 T-NOTE 280515	20,000.00	18,938.28
2.875 T-NOTE 320515	10,000.00	9,085.15
3 T-BOND 420515	50,000.00	40,991.21
3 T-BOND 470515	70,000.00	54,907.61
3 T-BOND 520815	10,000.00	7,744.33
3.125 T-BOND 411115	30,000.00	25,250.97
3.125 T-BOND 430215	20,000.00	16,548.82
3.125 T-NOTE 281115	40,000.00	38,094.53
3.375 T-BOND 420815	10,000.00	8,625.19
3.375 T-BOND 481115	60,000.00	50,020.31
3.375 T-NOTE 330515	20,000.00	18,714.06
3.5 T-NOTE 250915	10,000.00	9,821.87
3.625 T-BOND 440215	10,000.00	8,849.41
3.625 T-BOND 530215	10,000.00	8,749.02
3.625 T-NOTE 260515	60,000.00	58,807.03
3.75 T-NOTE 281231	20,000.00	19,549.20
3.875 T-NOTE 271130	20,000.00	19,660.54
3.875 T-NOTE 271231	70,000.00	68,810.54
3.875 T-NOTE 330815	10,000.00	9,715.23
4 T-NOTE 290131	50,000.00	49,385.74
4 T-NOTE 291031	50,000.00	49,344.72
4 T-NOTE 340215	20,000.00	19,614.06
4.125 T-BOND 530815	10,000.00	9,575.58
4.125 T-NOTE 270215	50,000.00	49,498.03
4.125 T-NOTE 300831	40,000.00	39,698.42
4.125 T-NOTE 321115	50,000.00	49,584.95
4.25 T-BOND 401115	10,000.00	9,872.07
4.25 T-NOTE 310228	20,000.00	20,001.56
4.375 T-BOND 430815	10,000.00	9,845.70
4.375 T-NOTE 260815	50,000.00	49,706.05
4.375 T-NOTE 261215	10,000.00	9,954.68
4.375 T-NOTE 340515	10,000.00	10,105.46
4.5 T-BOND 380515	10,000.00	10,262.10
4.5 T-NOTE 251115	80,000.00	79,532.81
4.5 T-NOTE 270415	20,000.00	20,000.00
4.5 T-NOTE 331115	30,000.00	30,578.90
4.625 T-BOND 440515	20,000.00	20,381.25
4.625 T-NOTE 260315	40,000.00	39,878.12
4.625 T-NOTE 261015	30,000.00	30,005.27

		4.75 T-BOND 410215	10,000.00	10,464.84		
		4.75 T-BOND 531115	10,000.00	10,628.12		
		4.75 T-NOTE 250731	10,000.00	9,969.33		
		4.875 T-NOTE 301031	10,000.00	10,339.06		
		6.125 T-BOND 271115	20,000.00	21,098.82		
アメリカドル合計			2,480,000.00	2,228,402.81		
				(355,563,952)		
カナダドル	国債証券	1.25 CAN GOVT 270301	20,000.00	18,799.57		
		1.5 CAN GOVT 311201	30,000.00	26,405.95		
		1.75 CAN GOVT 531201	10,000.00	7,142.29		
		2 CAN GOVT 511201	10,000.00	7,685.46		
		2.75 CAN GOVT 270901	20,000.00	19,551.30		
		2.75 CAN GOVT 330601	10,000.00	9,549.95		
		4.5 CAN GOVT 260201	10,000.00	10,071.86		
		5.75 CAN GOVT 290601	10,000.00	11,112.73		
カナダドル合計			120,000.00	110,319.11		
				(12,889,684)		
オーストラリアドル	国債証券	0.25 AUST GOVT 251121	10,000.00	9,470.32		
		1 AUST GOVT 301221	10,000.00	8,280.37		
		1 AUST GOVT 311121	30,000.00	24,097.39		
		2.75 AUST GOVT 281121	10,000.00	9,527.76		
		2.75 AUST GOVT 410521	10,000.00	7,927.25		
		3 AUST GOVT 470321	10,000.00	7,740.04		
		3.75 AUST GOVT 340521	10,000.00	9,625.78		
		4.5 AUST GOVT 330421	20,000.00	20,463.14		
		4.75 AUST GOVT 270421	10,000.00	10,215.73		
オーストラリアドル合計			120,000.00	107,347.78		
				(11,397,113)		
イギリスポンド	国債証券	0.125 GILT 280131	20,000.00	17,439.44		
		0.375 GILT 261022	10,000.00	9,161.90		
		0.375 GILT 301022	20,000.00	16,102.40		
		0.5 GILT 290131	30,000.00	25,696.56		
		0.5 GILT 611022	30,000.00	9,116.79		
		0.625 GILT 350731	30,000.00	20,693.58		
		0.625 GILT 501022	10,000.00	4,068.30		
		0.875 GILT 291022	10,000.00	8,572.12		
		0.875 GILT 330731	40,000.00	30,430.00		
		0.875 GILT 460131	10,000.00	5,006.00		
		1.125 GILT 731022	20,000.00	7,372.00		
		1.25 GILT 510731	30,000.00	14,739.00		
		1.5 GILT 260722	30,000.00	28,397.88		
		1.5 GILT 470722	10,000.00	5,673.00		
		1.5 GILT 530731	10,000.00	5,123.00		
		1.625 GILT 541022	10,000.00	5,249.00		

		1.75 GILT 370907	20,000.00	14,966.00		
		1.75 GILT 490122	20,000.00	11,782.00		
		2 GILT 250907	10,000.00	9,698.50		
		3.25 GILT 440122	10,000.00	8,350.00		
		3.5 GILT 251022	10,000.00	9,847.70		
		3.5 GILT 450122	10,000.00	8,607.00		
		3.5 GILT 680722	10,000.00	8,222.00		
		3.75 GILT 380129	10,000.00	9,428.70		
		4 GILT 600122	10,000.00	9,110.00		
		4.125 GILT 270129	30,000.00	29,863.88		
		4.25 GILT 320607	50,000.00	51,037.50		
		4.25 GILT 360307	10,000.00	10,063.04		
		4.25 GILT 390907	10,000.00	9,847.00		
		4.25 GILT 491207	10,000.00	9,526.00		
		4.25 GILT 551207	10,000.00	9,491.00		
		4.5 GILT 421207	20,000.00	20,008.00		
		4.75 GILT 431022	10,000.00	10,280.00		
		6 GILT 281207	10,000.00	10,827.80		
イギリスポンド合計			590,000.00	463,797.09		
				(93,904,996)		
シンガポール	国債証券	2.625 SINGAPORGOV 320801	10,000.00	9,614.00		
		2.875 SINGAPORGOV 270901	10,000.00	9,897.00		
シンガポールドル合計			20,000.00	19,511.00		
				(2,301,907)		
マレーシア	国債証券	2.632 MALAYSIAGOV 310415	10,000.00	9,316.41		
		3.757 MALAYSIAGOV 400522	10,000.00	9,651.49		
マレーシアリンギット合計			20,000.00	18,967.90		
				(642,509)		
ニュージーランド	国債証券	0.5 NZ GOVT 260515	10,000.00	9,235.19		
		2.75 NZ GOVT 370415	10,000.00	8,091.16		
		3 NZ GOVT 290420	10,000.00	9,385.41		
ニュージーランドドル合計			30,000.00	26,711.76		
				(2,608,403)		
スウェーデン	国債証券	0.125 SWD GOVT 310512	40,000.00	34,800.61		
		0.75 SWD GOVT 280512	70,000.00	66,136.52		
		1 SWD GOVT 261112	60,000.00	58,024.07		
		2.25 SWD GOVT 320601	40,000.00	40,124.67		
		3.5 SWD GOVT 390330	40,000.00	45,832.40		
スウェーデンクローネ合計			250,000.00	244,918.27		
				(3,727,656)		
ノルウェー	国債証券	1.25 NORWE GOVT 310917	20,000.00	17,054.73		
		1.375 NORWE GOVT 300819	30,000.00	26,362.39		
		1.75 NORWE GOVT 270217	40,000.00	38,044.00		
		1.75 NORWE GOVT 290906	50,000.00	45,699.91		

		2 NORWE GOVT 280426	20,000.00	18,863.76	
		2.125 NORWE GOVT 320518	20,000.00	18,014.85	
		3 NORWE GOVT 330815	20,000.00	19,103.37	
		3.5 NORWE GOVT 421006	10,000.00	10,054.25	
ノルウェークローネ合計			210,000.00	193,197.26	(2,923,074)
デンマーククローネ	国債証券	0 DMK GOVT 311115	50,000.00	42,207.82	
		0.25 DMK GOVT 521115	30,000.00	16,091.92	
		0.5 DMK GOVT 271115	20,000.00	18,727.64	
		0.5 DMK GOVT 291115	20,000.00	18,140.91	
		1.75 DMK GOVT 251115	40,000.00	39,391.59	
		2.25 DMK GOVT 331115	10,000.00	9,841.52	
		4.5 DMK GOVT 391115	50,000.00	61,667.53	
デンマーククローネ合計			220,000.00	206,068.93	(4,731,342)
メキシコペソ	国債証券	5.5 MEXICAN BONOS 270304	120,000.00	106,682.40	
		5.75 MEXICAN BONO 260305	50,000.00	46,207.28	
		7.75 MEXICAN BONO 310529	70,000.00	62,103.30	
		7.75 MEXICAN BONO 341123	80,000.00	68,660.80	
		7.75 MEXICAN BONO 421113	150,000.00	120,625.50	
		8 MEXICAN BONOS 530731	20,000.00	16,082.60	
		8.5 MEXICAN BONOS 290531	50,000.00	46,925.50	
メキシコペソ合計			540,000.00	467,287.38	(4,156,053)
イスラエルシェケル	国債証券	1.3 ISRAEL FIXED 320430	10,000.00	7,796.00	
		1.5 ISRAEL FIXED 370531	10,000.00	6,707.50	
		2.25 ISRAEL FIXED 280928	30,000.00	27,904.50	
		3.75 ISRAEL FIXED 470331	20,000.00	16,115.00	
イスラエルシェケル合計			70,000.00	58,523.00	(2,504,304)
ポーランドズロチ	国債証券	0.25 POLAND 261025	10,000.00	8,945.52	
		1.75 POLAND 320425	20,000.00	15,184.05	
		2.75 POLAND 280425	30,000.00	27,357.21	
		2.75 POLAND 291025	20,000.00	17,515.91	
		3.25 POLAND 250725	30,000.00	29,475.32	
		5.75 POLAND 290425	10,000.00	10,106.91	
ポーランドズロチ合計			120,000.00	108,584.92	(4,332,505)
中国元	国債証券	2.27 CHINA GOVT 340525	100,000.00	100,262.00	
		2.37 CHINA GOVT 290115	100,000.00	101,578.34	
		2.4 CHINA GOVT 280715	100,000.00	101,528.59	
		2.46 CHINA GOVT 260215	100,000.00	101,164.26	
		2.62 CHINA GOVT 280415	100,000.00	102,311.69	
		2.67 CHINA GOVT 330525	100,000.00	103,103.51	

		2.69 CHINA GOVT 260812	100,000.00	101,907.95
		2.8 CHINA GOVT 290324	500,000.00	517,371.50
		2.8 CHINA GOVT 321115	100,000.00	104,256.59
		3.13 CHINA GOVT 291121	100,000.00	105,648.63
		3.28 CHINA GOVT 271203	100,000.00	104,961.80
		3.81 CHINA GOVT 500914	100,000.00	125,135.09
中国元合計			1,600,000.00	1,669,229.95 (36,679,658)
ユーロ	国債証券	0 AUSTRIA GOVT 300220	10,000.00	8,534.24
		0 AUSTRIA GOVT 310220	20,000.00	16,553.34
		0 BUND 281115	10,000.00	9,010.83
		0 BUND 290815	10,000.00	8,867.78
		0 BUND 300815	10,000.00	8,683.10
		0 BUND 310215	20,000.00	17,173.82
		0 BUND 320215	30,000.00	25,149.11
		0 BUND 350515	30,000.00	22,993.93
		0 BUND 500815	40,000.00	20,575.40
		0 BUND 500815	20,000.00	10,330.87
		0 BUND 520815	10,000.00	4,909.12
		0 FINNISH GOVT 300915	20,000.00	16,808.04
		0 NETH GOVT 290115	10,000.00	8,885.40
		0 O.A.T 260225	40,000.00	37,986.58
		0 O.A.T 270225	10,000.00	9,240.04
		0 O.A.T 291125	30,000.00	25,675.05
		0 O.A.T 301125	10,000.00	8,296.63
		0 O.A.T 320525	40,000.00	31,621.10
		0 OBL 261009	40,000.00	37,651.40
		0 SPAIN GOVT 260131	30,000.00	28,552.77
		0 SPAIN GOVT 270131	30,000.00	27,753.48
		0.25 AUSTRIA GOVT 361020	10,000.00	7,105.16
		0.25 BUND 270215	30,000.00	28,243.92
		0.25 BUND 280815	40,000.00	36,640.33
		0.25 BUND 290215	30,000.00	27,229.65
		0.4 BEL GOVT 400622	10,000.00	6,397.19
		0.5 AUSTRIA GOVT 290220	10,000.00	9,002.82
		0.5 BUND 260215	30,000.00	28,886.61
		0.5 BUND 270815	30,000.00	28,199.77
		0.5 FINNISH GOVT 260415	10,000.00	9,559.99
		0.5 ITALY GOVT 260201	30,000.00	28,672.24
		0.5 O.A.T 260525	50,000.00	47,625.67
		0.5 O.A.T 290525	40,000.00	35,604.60
		0.5 O.A.T 440625	20,000.00	11,546.52
		0.5 O.A.T 720525	10,000.00	3,656.94

0.5 SPAIN GOVT 300430	10,000.00	8,693.59
0.5 SPAIN GOVT 311031	10,000.00	8,342.70
0.75 AUSTRIA GOVT 261020	20,000.00	19,015.32
0.75 AUSTRIA GOVT 510320	10,000.00	5,678.78
0.75 O.A.T 280525	40,000.00	36,799.25
0.75 O.A.T 281125	30,000.00	27,323.02
0.75 O.A.T 520525	20,000.00	10,250.20
0.75 O.A.T 530525	10,000.00	5,006.17
0.8 SPAIN GOVT 290730	40,000.00	35,948.07
0.85 SPAIN GOVT 370730	20,000.00	14,489.64
0.95 ITALY GOVT 270915	10,000.00	9,289.75
0.95 ITALY GOVT 311201	20,000.00	16,561.01
0.95 ITALY GOVT 370301	20,000.00	13,938.72
1 BEL GOVT 260622	10,000.00	9,617.82
1 BUND 250815	10,000.00	9,768.64
1 O.A.T 270525	10,000.00	9,450.73
1 SPAIN GOVT 420730	20,000.00	13,021.38
1 SPAIN GOVT 501031	30,000.00	16,275.15
1.2 ITALY GOVT 250815	10,000.00	9,747.68
1.25 ITALY GOVT 261201	40,000.00	38,124.08
1.25 O.A.T 340525	30,000.00	25,232.16
1.25 O.A.T 360525	10,000.00	8,041.90
1.25 O.A.T 380525	10,000.00	7,673.04
1.25 SPAIN GOVT 301031	30,000.00	26,992.81
1.35 ITALY GOVT 300401	10,000.00	8,896.95
1.375 FINNISH GOV 470415	10,000.00	7,120.78
1.4 SPAIN GOVT 280430	10,000.00	9,444.70
1.4 SPAIN GOVT 280730	20,000.00	18,826.36
1.45 SPAIN GOVT 271031	20,000.00	19,047.62
1.5 AUSTRIA GOVT 470220	10,000.00	7,262.98
1.5 FINNISH GOVT 320915	10,000.00	8,972.15
1.5 ITALY GOVT 250601	70,000.00	68,743.93
1.5 O.A.T 310525	20,000.00	18,197.54
1.5 O.A.T 500525	10,000.00	6,578.63
1.5 SPAIN GOVT 270430	10,000.00	9,596.87
1.65 ITALY GOVT 301201	40,000.00	35,648.79
1.7 BUND 320815	20,000.00	19,043.65
1.75 O.A.T 390625	10,000.00	8,124.89
1.8 BUND 530815	10,000.00	8,368.31
1.8 ITALY GOVT 410301	10,000.00	7,137.41
1.85 SPAIN GOVT 350730	20,000.00	17,254.78
2 IRISH GOVT 450218	10,000.00	8,309.30
2 ITALY GOVT 251201	20,000.00	19,626.28

2 ITALY GOVT 280201	10,000.00	9,559.90
2.1 AUSTRIA GOVT 170920	10,000.00	7,378.01
2.2 ITALY GOVT 270601	10,000.00	9,700.82
2.2 OBL 280413	10,000.00	9,897.32
2.3 BUND 330215	20,000.00	19,882.38
2.35 SPAIN GOVT 330730	10,000.00	9,342.22
2.4 AUSTRIA GOVT 340523	10,000.00	9,494.08
2.4 IRISH GOVT 300515	10,000.00	9,835.00
2.4 OBL 281019	10,000.00	9,975.91
2.45 ITALY GOVT 330901	30,000.00	26,989.65
2.45 ITALY GOVT 500901	10,000.00	7,131.60
2.5 BUND 460815	20,000.00	19,559.90
2.5 BUND 540815	10,000.00	9,764.98
2.5 ITALY GOVT 251115	10,000.00	9,886.69
2.5 ITALY GOVT 321201	20,000.00	18,282.82
2.5 O.A.T 270924	10,000.00	9,850.03
2.5 O.A.T 300525	10,000.00	9,765.57
2.55 SPAIN GOVT 321031	40,000.00	38,291.00
2.6 BUND 330815	20,000.00	20,337.40
2.7 ITALY GOVT 470301	10,000.00	7,743.57
2.75 O.A.T 271025	30,000.00	29,772.43
2.8 ITALY GOVT 290615	10,000.00	9,720.60
2.8 ITALY GOVT 670301	10,000.00	7,205.36
2.9 SPAIN GOVT 461031	10,000.00	8,722.00
2.95 ITALY GOVT 380901	10,000.00	8,751.00
3 O.A.T 330525	40,000.00	39,718.66
3.1 ITALY GOVT 400301	10,000.00	8,746.04
3.1 SCHATS 251212	10,000.00	10,014.64
3.25 BUND 420704	10,000.00	10,868.25
3.25 O.A.T 450525	10,000.00	9,636.27
3.4 ITALY GOVT 280401	40,000.00	40,085.88
3.45 SPAIN GOVT 660730	10,000.00	9,055.85
3.5 ITALY GOVT 300301	10,000.00	10,025.91
3.5 SPAIN GOVT 290531	10,000.00	10,241.45
3.55 SPAIN GOVT 331031	10,000.00	10,251.42
3.75 NETH GOVT 420115	10,000.00	11,172.89
3.8 ITALY GOVT 280801	20,000.00	20,324.90
3.85 ITALY GOVT 490901	10,000.00	9,264.47
4 BUND 370104	20,000.00	23,108.52
4 ITALY GOVT 370201	10,000.00	10,013.40
4 O.A.T 381025	20,000.00	21,438.54
4 O.A.T 600425	20,000.00	21,692.40
4.25 BUND 390704	20,000.00	24,046.31

4.35 ITALY GOVT 331101	10,000.00	10,415.05
4.4 ITALY GOVT 330501	10,000.00	10,480.50
4.5 ITALY GOVT 531001	10,000.00	10,131.00
4.5 O.A.T 410425	20,000.00	22,683.40
4.75 ITALY GOVT 280901	20,000.00	21,077.68
4.75 ITALY GOVT 440901	10,000.00	10,595.47
4.9 SPAIN GOVT 400730	20,000.00	23,031.00
5 ITALY GOVT 340801	30,000.00	32,821.56
5 ITALY GOVT 390801	10,000.00	10,883.64
5 ITALY GOVT 400901	10,000.00	10,875.25
5.15 SPAIN GOVT 281031	10,000.00	10,891.52
5.25 ITALY GOVT 291101	20,000.00	21,790.90
5.5 BUND 310104	20,000.00	23,671.10
5.625 BUND 280104	20,000.00	22,083.72
5.75 ITALY GOVT 330201	10,000.00	11,444.38
5.9 SPAIN GOVT 260730	30,000.00	31,677.96
6 ITALY GOVT 310501	10,000.00	11,486.43
6.25 AUSTRIA GOVT 270715	10,000.00	10,957.10
6.25 BUND 300104	30,000.00	35,884.90
6.5 ITALY GOVT 271101	10,000.00	11,011.40
ユーロ合計	2,600,000.00	2,375,546.97 (406,907,440)
合計		945,270,596 (945,270,596)

(注1)通貨の種類ごとの小計 / 合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	国債証券 81銘柄	100.00%	37.62%
カナダドル	国債証券 8銘柄	100.00%	1.36%
オーストラリアドル	国債証券 9銘柄	100.00%	1.21%
イギリスポンド	国債証券 34銘柄	100.00%	9.93%
シンガポールドル	国債証券 2銘柄	100.00%	0.24%
マレーシアリングギット	国債証券 2銘柄	100.00%	0.07%
ニュージーランドドル	国債証券 3銘柄	100.00%	0.28%
スウェーデンクローネ	国債証券 5銘柄	100.00%	0.39%
ノルウェークローネ	国債証券 8銘柄	100.00%	0.31%
デンマーククローネ	国債証券 7銘柄	100.00%	0.50%
メキシコペソ	国債証券 7銘柄	100.00%	0.44%
イスラエルシェケル	国債証券 4銘柄	100.00%	0.26%
ポーランドズロチ	国債証券 6銘柄	100.00%	0.46%
中国元	国債証券 12銘柄	100.00%	3.88%
ユーロ	国債証券 141銘柄	100.00%	43.05%

**第2 信用取引契約残高明細表**  
該当事項はありません。

**第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表**  
(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

**日本国債インデックスマザーファンド**

**貸借対照表**

(単位:円)

[2024年 6月25日現在]

**資産の部**

流動資産

コール・ローン	31,147,590
国債証券	6,488,106,830
未収利息	12,278,577
前払費用	500,113
流動資産合計	<u>6,532,033,110</u>
資産合計	<u>6,532,033,110</u>

**負債の部**

流動負債

未払解約金	37,175
流動負債合計	<u>37,175</u>
負債合計	<u>37,175</u>

**純資産の部**

元本等

元本	7,310,907,516
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	778,911,581
元本等合計	<u>6,531,995,935</u>
純資産合計	<u>6,531,995,935</u>
負債純資産合計	<u>6,532,033,110</u>

**注記表**

**(重要な会計方針に係る事項に関する注記)**

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
--------------------	---

**(重要な会計上の見積りに関する注記)**

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

**(貸借対照表に関する注記)**

	[2024年 6月25日現在]
1. 期首	
期首元本額	2023年 6月27日
期中追加設定元本額	7,899,731,565円
期中一部解約元本額	853,953,251円
元本の内訳	1,442,777,300円
ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	152,490,553円
日米コアバランス(FOFs用)(適格機関投資家限定)	1,089,059,250円
MUKAM 日米コアバランス 2021-07(適格機関投資家限定)	2,926,966,338円
MUKAM 日米コアバランス(除く米国株) 2022-03(適格機関投資家限定)	3,142,391,375円
合計	7,310,907,516円
2. 元本の欠損	778,911,581円
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	
3. 受益権の総数	7,310,907,516口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023年 6月27日 至 2024年 6月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号) 第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 2024年 6月25日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	( 1 ) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ( 2 ) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 ( 3 ) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[ 2024年 6月25日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	560,154,850
合計	560,154,850

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[ 2024年 6月25日現在 ]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8935円 (8,935円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第449回利付国債(2年)	40,000,000	39,951,600	
	第450回利付国債(2年)	30,000,000	29,955,900	
	第451回利付国債(2年)	10,000,000	9,983,000	

第454回利付国債(2年)	100,000,000	99,872,000
第456回利付国債(2年)	10,000,000	9,981,000
第457回利付国債(2年)	50,000,000	49,888,000
第458回利付国債(2年)	25,000,000	24,977,000
第459回利付国債(2年)	20,000,000	19,975,400
第460回利付国債(2年)	10,000,000	10,002,700
第145回利付国債(5年)	64,000,000	63,940,480
第146回利付国債(5年)	75,000,000	74,877,750
第148回利付国債(5年)	39,000,000	38,776,920
第149回利付国債(5年)	70,000,000	69,533,100
第150回利付国債(5年)	55,000,000	54,572,650
第151回利付国債(5年)	63,000,000	62,436,780
第153回利付国債(5年)	26,000,000	25,735,060
第154回利付国債(5年)	10,000,000	9,913,600
第157回利付国債(5年)	30,000,000	29,757,300
第158回利付国債(5年)	5,000,000	4,941,200
第159回利付国債(5年)	35,000,000	34,527,150
第160回利付国債(5年)	10,000,000	9,904,100
第162回利付国債(5年)	24,000,000	23,825,520
第163回利付国債(5年)	42,000,000	41,868,960
第164回利付国債(5年)	35,000,000	34,524,000
第166回利付国債(5年)	70,000,000	69,661,900
第167回利付国債(5年)	8,000,000	7,948,320
第168回利付国債(5年)	28,000,000	28,077,280
第1回利付国債(40年)	42,000,000	45,509,100
第2回利付国債(40年)	50,000,000	52,042,000
第3回利付国債(40年)	10,000,000	10,339,700
第4回利付国債(40年)	60,000,000	61,713,600
第5回利付国債(40年)	25,000,000	24,561,750
第6回利付国債(40年)	10,000,000	9,555,900
第7回利付国債(40年)	18,000,000	16,338,240
第8回利付国債(40年)	14,000,000	11,710,160
第9回利付国債(40年)	39,000,000	23,430,030
第10回利付国債(40年)	32,000,000	22,620,160
第11回利付国債(40年)	40,000,000	26,964,000
第12回利付国債(40年)	38,000,000	22,511,200
第13回利付国債(40年)	62,000,000	36,046,180
第14回利付国債(40年)	67,000,000	41,521,910
第15回利付国債(40年)	56,000,000	38,313,520
第16回利付国債(40年)	51,000,000	38,279,070
第17回利付国債(40年)	15,000,000	14,597,550
第346回利付国債(10年)	35,000,000	34,777,050
第348回利付国債(10年)	16,000,000	15,861,760

第349回利付国債(10年)	39,000,000	38,604,150
第350回利付国債(10年)	70,000,000	69,176,800
第352回利付国債(10年)	43,000,000	42,330,060
第353回利付国債(10年)	30,000,000	29,460,600
第355回利付国債(10年)	20,000,000	19,563,400
第356回利付国債(10年)	20,000,000	19,537,000
第359回利付国債(10年)	19,000,000	18,456,410
第361回利付国債(10年)	10,000,000	9,663,700
第362回利付国債(10年)	61,000,000	58,760,080
第364回利付国債(10年)	51,000,000	48,825,360
第365回利付国債(10年)	7,000,000	6,677,510
第367回利付国債(10年)	10,000,000	9,546,100
第370回利付国債(10年)	25,000,000	24,229,500
第371回利付国債(10年)	45,000,000	43,075,800
第372回利付国債(10年)	65,000,000	64,281,100
第373回利付国債(10年)	83,000,000	80,332,380
第374回利付国債(10年)	83,000,000	81,563,270
第8回利付国債(30年)	42,000,000	45,290,700
第11回利付国債(30年)	40,000,000	42,766,000
第13回利付国債(30年)	40,000,000	43,787,600
第18回利付国債(30年)	60,000,000	67,265,400
第23回利付国債(30年)	24,000,000	27,397,920
第25回利付国債(30年)	15,000,000	16,764,150
第26回利付国債(30年)	33,000,000	37,270,530
第28回利付国債(30年)	45,000,000	51,261,750
第29回利付国債(30年)	32,000,000	35,968,960
第30回利付国債(30年)	44,000,000	48,776,640
第31回利付国債(30年)	69,000,000	75,363,180
第32回利付国債(30年)	68,000,000	75,067,240
第33回利付国債(30年)	75,000,000	79,428,750
第34回利付国債(30年)	30,000,000	32,525,700
第35回利付国債(30年)	73,000,000	76,736,870
第36回利付国債(30年)	45,000,000	47,128,050
第37回利付国債(30年)	72,000,000	74,055,600
第38回利付国債(30年)	30,000,000	30,254,100
第39回利付国債(30年)	35,000,000	35,773,500
第40回利付国債(30年)	20,000,000	20,057,200
第41回利付国債(30年)	29,000,000	28,560,940
第42回利付国債(30年)	24,000,000	23,564,640
第43回利付国債(30年)	15,000,000	14,693,100
第44回利付国債(30年)	17,000,000	16,612,230
第45回利付国債(30年)	19,000,000	17,892,490
第46回利付国債(30年)	28,000,000	26,295,080

第47回利付国債(30年)	18,000,000	17,176,860
第48回利付国債(30年)	12,000,000	11,008,800
第49回利付国債(30年)	11,000,000	10,068,630
第50回利付国債(30年)	17,000,000	13,722,740
第51回利付国債(30年)	21,000,000	15,009,960
第52回利付国債(30年)	27,000,000	20,161,440
第53回利付国債(30年)	21,000,000	15,981,420
第54回利付国債(30年)	18,000,000	14,289,480
第55回利付国債(30年)	8,000,000	6,324,080
第56回利付国債(30年)	17,000,000	13,381,550
第57回利付国債(30年)	30,000,000	23,532,900
第59回利付国債(30年)	25,000,000	18,978,500
第60回利付国債(30年)	15,000,000	11,908,050
第61回利付国債(30年)	25,000,000	18,793,250
第63回利付国債(30年)	21,000,000	14,417,550
第64回利付国債(30年)	23,000,000	15,696,120
第65回利付国債(30年)	28,000,000	19,009,200
第66回利付国債(30年)	53,000,000	35,767,580
第67回利付国債(30年)	51,000,000	36,279,360
第68回利付国債(30年)	33,000,000	23,362,020
第69回利付国債(30年)	30,000,000	21,741,600
第70回利付国債(30年)	8,000,000	5,775,920
第71回利付国債(30年)	45,000,000	32,338,800
第72回利付国債(30年)	41,000,000	29,351,080
第73回利付国債(30年)	37,000,000	26,386,550
第74回利付国債(30年)	49,000,000	37,861,320
第75回利付国債(30年)	42,000,000	34,998,180
第76回利付国債(30年)	35,000,000	29,837,500
第77回利付国債(30年)	33,000,000	29,480,880
第78回利付国債(30年)	51,000,000	43,283,700
第79回利付国債(30年)	32,000,000	25,766,400
第80回利付国債(30年)	49,000,000	45,674,860
第81回利付国債(30年)	35,000,000	31,077,550
第82回利付国債(30年)	31,000,000	28,822,870
第78回利付国債(20年)	65,000,000	66,113,450
第85回利付国債(20年)	70,000,000	72,232,300
第95回利付国債(20年)	50,000,000	52,894,500
第97回利付国債(20年)	60,000,000	63,530,400
第99回利付国債(20年)	40,000,000	42,358,800
第102回利付国債(20年)	55,000,000	59,243,250
第109回利付国債(20年)	70,000,000	74,443,600
第114回利付国債(20年)	60,000,000	64,986,000
第116回利付国債(20年)	55,000,000	60,041,850

第118回利付国債(20年)	10,000,000	10,827,400
第121回利付国債(20年)	25,000,000	26,977,750
第122回利付国債(20年)	38,000,000	40,777,420
第124回利付国債(20年)	50,000,000	54,352,000
第128回利付国債(20年)	70,000,000	75,794,600
第133回利付国債(20年)	50,000,000	53,873,000
第136回利付国債(20年)	40,000,000	42,515,600
第138回利付国債(20年)	40,000,000	42,212,000
第140回利付国債(20年)	45,000,000	48,184,650
第142回利付国債(20年)	15,000,000	16,178,850
第143回利付国債(20年)	38,000,000	40,332,820
第146回利付国債(20年)	24,000,000	25,637,040
第148回利付国債(20年)	22,000,000	23,046,980
第149回利付国債(20年)	29,000,000	30,329,940
第150回利付国債(20年)	50,000,000	51,712,500
第151回利付国債(20年)	42,000,000	42,534,660
第153回利付国債(20年)	40,000,000	40,724,000
第154回利付国債(20年)	47,000,000	47,257,090
第155回利付国債(20年)	40,000,000	39,251,600
第156回利付国債(20年)	42,000,000	38,327,520
第157回利付国債(20年)	18,000,000	15,946,920
第158回利付国債(20年)	40,000,000	36,602,400
第159回利付国債(20年)	32,000,000	29,514,560
第160回利付国債(20年)	25,000,000	23,259,750
第161回利付国債(20年)	26,000,000	23,779,860
第162回利付国債(20年)	68,000,000	61,924,880
第163回利付国債(20年)	35,000,000	31,733,800
第164回利付国債(20年)	21,000,000	18,683,280
第165回利付国債(20年)	46,000,000	40,706,320
第166回利付国債(20年)	32,000,000	28,996,800
第167回利付国債(20年)	34,000,000	29,776,860
第168回利付国債(20年)	37,000,000	31,744,520
第169回利付国債(20年)	50,000,000	41,991,500
第171回利付国債(20年)	41,000,000	34,047,220
第172回利付国債(20年)	6,000,000	5,038,080
第173回利付国債(20年)	45,000,000	37,576,350
第174回利付国債(20年)	17,000,000	14,125,130
第175回利付国債(20年)	57,000,000	47,914,770
第176回利付国債(20年)	59,000,000	49,327,540
第177回利付国債(20年)	46,000,000	37,574,180
第178回利付国債(20年)	42,000,000	34,748,700
第179回利付国債(20年)	58,000,000	47,718,340
第180回利付国債(20年)	58,000,000	50,136,360

第181回利付国債(20年)	58,000,000	50,804,520
第182回利付国債(20年)	21,000,000	18,981,690
第183回利付国債(20年)	53,000,000	50,233,400
第184回利付国債(20年)	46,000,000	41,286,840
第185回利付国債(20年)	40,000,000	35,734,800
第186回利付国債(20年)	54,000,000	51,537,600
第187回利付国債(20年)	38,000,000	34,931,500
第188回利付国債(20年)	28,000,000	27,027,000
合計	6,874,000,000	6,488,106,830

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【三菱UFJ DC世界ESGバランスファンド】

#### 【純資産額計算書】

2024年 6月28日現在

(単位：円)

資産総額	234,388,593
負債総額	1,788,256
純資産総額（ - ）	232,600,337
発行済口数	212,921,100口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0924
(10,000口当たり)	(10,924)

(参考)

### 日本株ESGアクティブマザーファンド

#### 純資産額計算書

2024年 6月28日現在

(単位：円)

資産総額	5,273,229,773
負債総額	1,423,772
純資産総額（ - ）	5,271,806,001
発行済口数	2,166,630,289口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.4332
(10,000口当たり)	(24,332)

### ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）

#### 純資産額計算書

2024年 6月28日現在

(単位：円)

資産総額	1,078,772,663
負債総額	11,101
純資産総額（ - ）	1,078,761,562
発行済口数	1,338,295,296口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.8061
(10,000口当たり)	(8,061)

### ヘッジ付気候リスク調整海外国債インデックススマザーファンド

#### 純資産額計算書

2024年 6月28日現在

(単位：円)

資産総額	965,515,876
------	-------------

負債総額	22,638,529
純資産総額( - )	942,877,347
発行済口数	1,192,085,702口
1口当たり純資産価額( / )	0.7909
(10,000口当たり)	(7,909)

## 日本国債インデックスマザーファンド

### 純資産額計算書

2024年 6月28日現在

(単位：円)

資産総額	6,706,407,322
負債総額	198,662,500
純資産総額( - )	6,507,744,822
発行済口数	7,310,903,299口
1口当たり純資産価額( / )	0.8901
(10,000口当たり)	(8,901)

### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1)名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

#### (3)譲渡制限の内容

該当事項はありません。

#### (4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

( 5 ) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

( 6 ) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1)資本金の額等

2024年6月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

###### (2)委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、  
で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

###### 管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a)運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b)リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

###### ファンドに係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2024年6月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	825	36,626,583
追加型公社債投資信託	16	1,559,147
単位型株式投資信託	95	421,610
単位型公社債投資信託	47	98,304
合計	983	38,705,644

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

## 3 【委託会社等の経理状況】

### （1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

### （2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

### （1）【貸借対照表】

(資産の部)	第38期 (2023年3月31日現在)		第39期 (2024年3月31日現在)	
	2	51,733,041	2	58,206,340
流動資産				
現金及び預金	2	51,733,041	2	58,206,340
有価証券		1,579,691		15,283
前払費用		770,747		679,199
未収入金		81,854		138,388
未収委託者報酬		16,753,855		21,064,747
未収収益	2	688,142	2	1,485,701
金銭の信託		10,400,000		10,500,500

その他		745,576	371,400
流動資産合計		82,752,908	92,461,561
<b>固定資産</b>			
<b>有形固定資産</b>			
建物	1	181,551	2,936,036
器具備品	1	730,357	1,531,857
土地		628,433	628,433
建設仮勘定		1,111,177	45,140
有形固定資産合計		2,651,520	5,141,467
<b>無形固定資産</b>			
電話加入権		15,822	15,822
ソフトウェア		4,183,644	5,008,987
ソフトウェア仮勘定		1,907,739	1,587,548
無形固定資産合計		6,107,206	6,612,357
<b>投資その他の資産</b>			
投資有価証券		12,022,365	13,788,071
関係会社株式		159,536	159,536
投資不動産	1	807,066	1,788,120
長期差入保証金		689,492	689,867
前払年金費用		118,832	47,573
繰延税金資産		1,675,132	1,088,836
その他		45,230	45,230
貸倒引当金		23,600	23,600
投資その他の資産合計		15,494,056	17,583,636
固定資産合計		24,252,782	29,337,461
資産合計		107,005,691	121,799,022

(単位 : 千円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)		
<b>(負債の部)</b>				
<b>流動負債</b>				
預り金	507,559	807,451		
未払金				
未払収益分配金	114,094	105,550		
未払償還金	7,418	43,553		
未払手数料	2	6,139,595	2	7,523,485
その他未払金	2	955,697	2	885,002
未払費用	2	5,778,896	2	8,611,140
未払消費税等		439,657	623,219	
未払法人税等		2,375,281	2,235,007	
賞与引当金		849,840	1,182,242	
役員賞与引当金		154,872	175,992	
その他		5,517	12,303	
流動負債合計		17,328,431	22,204,949	
<b>固定負債</b>				
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101		
役員退職慰労引当金	75,667	30,105		
時効後支払損引当金	254,296	250,350		

資産除去債務	-	1,428,586
その他	-	29,109
固定負債合計	1,663,846	3,346,253
負債合計	18,992,277	25,551,202

(純資産の部)

株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	33,267,700	40,236,787
利益剰余金合計	40,608,289	47,577,377
株主資本合計	87,341,133	94,310,221

(単位 : 千円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	672,279	1,937,598
評価・換算差額等合計	672,279	1,937,598
純資産合計	88,013,413	96,247,820
負債純資産合計	107,005,691	121,799,022

(2) 【損益計算書】

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日 )	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日 )
営業収益		
委託者報酬	84,121,445	98,635,342
投資顧問料	2,750,601	3,117,320
その他営業収益	10,412	148,442
営業収益合計	86,882,459	101,901,104
営業費用		
支払手数料	4	31,461,274
広告宣伝費		798,894
公告費		375
調査費		1,017
調査費	2,849,042	3,537,103
委託調査費	19,236,505	27,296,058
事務委託費	1,751,807	1,861,577
営業雑経費		

通信費	113,480	137,737
印刷費	367,379	390,143
協会費	58,128	68,869
諸会費	18,447	20,108
事務機器関連費	2,238,382	2,531,009
その他営業雑経費	-	139,012
<b>営業費用合計</b>	<b>58,893,717</b>	<b>71,070,444</b>
<b>一般管理費</b>		
給料		
役員報酬	416,461	400,592
給料・手当	6,565,766	7,202,711
賞与引当金繰入	849,840	1,182,242
役員賞与引当金繰入	154,872	175,992
福利厚生費	1,279,885	1,424,215
交際費	8,942	10,054
旅費交通費	75,274	108,782
租税公課	403,955	397,138
不動産賃借料	719,707	728,550
退職給付費用	388,176	381,449
固定資産減価償却費	2,418,341	2,469,755
諸経費	444,313	490,104
<b>一般管理費合計</b>	<b>13,725,534</b>	<b>14,971,590</b>
<b>営業利益</b>	<b>14,263,207</b>	<b>15,859,070</b>

(単位 : 千円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日 )	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日 )
<b>営業外収益</b>		
受取配当金	47,353	54,618
受取利息	4 10,279	4 12,836
投資有価証券償還益	609,102	204,527
収益分配金等時効完成分	94,351	17,722
受取賃貸料	4 65,808	4 162,111
その他	36,894	44,734
<b>営業外収益合計</b>	<b>863,788</b>	<b>496,550</b>
<b>営業外費用</b>		
投資有価証券償還損	32,995	234,700
時効後支払損引当金繰入	31,951	-
事務過誤費	2,680	10,822
賃貸関連費用	14,262	108,773
その他	32,394	25,903
<b>営業外費用合計</b>	<b>114,284</b>	<b>380,199</b>
<b>経常利益</b>	<b>15,012,711</b>	<b>15,975,421</b>
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	387,113	464,927
固定資産売却益	-	1 16,229
資産除去債務履行差額	-	87,050
<b>特別利益合計</b>	<b>387,113</b>	<b>568,207</b>

**特別損失**

投資有価証券売却損		15,828		57,011
投資有価証券評価損		104,554		31,651
固定資産除却損	3	32,791	3	20,246
固定資産売却損		-	2	65,427
減損損失	5	315,350		-
企業結合関連費用		-	6	1,187,136
特別損失合計		468,524		1,361,473
税引前当期純利益		14,931,300		15,182,154
法人税、住民税及び事業税	4	4,860,444	4	4,542,085
法人税等調整額		271,471		102,468
法人税等合計		4,588,973		4,644,553
当期純利益		10,342,327		10,537,601

( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

( 単位 : 千円 )

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932	
当期変動額						
剰余金の配当			6,075,125	6,075,125	6,075,125	
当期純利益			10,342,327	10,342,327	10,342,327	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計			4,267,201	4,267,201	4,267,201	
当期末残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133	

評価・換算差額等
----------

	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当期変動額			
剩余金の配当			6,075,125
当期純利益			10,342,327
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	954,495	954,495	954,495
当期変動額合計	954,495	954,495	3,312,705
当期末残高	672,279	672,279	88,013,413

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
企業結合による増加				
剩余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期末残高				

	利益剰余金			株主資本合計	
	利益 準備金	その他利益剰余金			
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	
当期変動額					
企業結合による増加			1,602,526	1,602,526	
剩余金の配当			5,171,039	5,171,039	
当期純利益			10,537,601	10,537,601	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計			6,969,087	6,969,087	
当期末残高	342,589	6,998,000	40,236,787	47,577,377	
				94,310,221	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	672,279	672,279	88,013,413

当期変動額			
企業結合による増加			1,602,526
剰余金の配当			5,171,039
当期純利益			10,537,601
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,265,319	1,265,319	1,265,319
当期変動額合計	1,265,319	1,265,319	8,234,406
当期末残高	1,937,598	1,937,598	96,247,820

### [注記事項]

#### (重要な会計方針)

##### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

###### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

###### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

##### 3. 固定資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～50年

###### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

##### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### 5. 引当金の計上基準

###### (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

###### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

###### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

#### (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

### 6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### (1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### (2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

### 7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

#### グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

### （貸借対照表関係）

#### 1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	1,006,606千円	498,805千円
器具備品	1,985,072千円	1,643,689千円
投資不動産	163,978千円	211,090千円

#### 2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
預金	40,165,058千円	39,776,992千円
未収収益	15,046千円	12,312千円
未払手数料	790,279千円	886,173千円
その他未払金	77,007千円	105,407千円
未払費用	277,358千円	599,493千円

### （損益計算書関係）

#### 1. 固定資産売却益の内訳

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
器具備品	-	16,229千円
計	-	16,229千円

#### 2. 固定資産売却損の内訳

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
器具備品	-	65,427千円
計	-	65,427千円

### 3. 固定資産除却損の内訳

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
建物	1,047千円	15,825千円
器具備品	29,762千円	3,986千円
ソフトウェア	1,981千円	434千円
計	32,791千円	20,246千円

### 4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
支払手数料	4,893,312千円	5,006,309千円
受取利息	10,236千円	12,747千円
受取賃貸料	68,168千円	152,876千円
法人税、住民税及び事業税	3,947,200千円	132,303千円

### 5. 減損損失

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区（本社）	ホームページ	ソフトウェア	315,350千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。

ホームページのリニューアルに伴い、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当事業年度については、該当事項はありません。

### 6. 企業結合関連費用

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

前事業年度については、該当事項はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

### （株主資本等変動計算書関係）

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				

普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2.配当に関する事項

### (1)配当金支払額

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	6,075,125千円
1株当たり配当額	28,713円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月29日

### (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	5,171,039千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	24,440円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月29日

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2.配当に関する事項

### (1)配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	5,171,039千円
1株当たり配当額	24,440円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月29日

### (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	45,747,620千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	216,218円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

## （リース取引関係）

### 借主側

#### オペレーティング・リース取引

#### オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
1年内	962,809千円	681,212千円
1年超	1,532,728千円	851,515千円
合計	2,495,537千円	1,532,728千円

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

## 第38期(2023年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	1,579,691	1,579,691	-
(2) 金銭の信託	10,400,000	10,400,000	-
(3) 投資有価証券	12,022,365	12,022,365	-
資産計	24,002,056	24,002,056	-

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 第38期(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,733,041	-	-	-
金銭の信託	10,400,000	-	-	-
未収委託者報酬	16,753,855	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,579,691	4,859,714	1,433,213	-
合計	80,466,587	4,859,714	1,433,213	-

## 第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	15,283	15,283	-
(2) 金銭の信託	10,500,500	10,500,500	-
(3) 投資有価証券	13,788,071	13,788,071	-
資産計	24,303,855	24,303,855	-

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	58,206,340	-	-	-
金銭の信託	10,500,500	-	-	-
未収委託者報酬	21,064,747	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15,283	5,351,373	347,505	11,696
合計	89,786,871	5,351,373	347,505	11,696

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第38期(2023年3月31日現在)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	1,579,691	-	1,579,691
金銭の信託	-	10,400,000	-	10,400,000
投資有価証券	1,794,704	10,227,661	-	12,022,365
資産計	1,794,704	22,207,352	-	24,002,056

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

#### 金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第39期(2024年3月31日現在)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	15,283	-	15,283
金銭の信託	-	10,500,500	-	10,500,500
投資有価証券	2,014,968	11,773,103	-	13,788,071

資産計	2,014,968	22,288,887	-	24,303,855
-----	-----------	------------	---	------------

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

##### 有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

##### 金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### (有価証券関係)

##### 1. 子会社株式及び関連会社株式

第38期(2023年3月31日現在)及び第39期(2024年3月31日現在)

関連会社株式(貸借対照表計上額は159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

##### 2. その他有価証券

第38期(2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,983,713	7,558,314	1,425,399
	小計	8,983,713	7,558,314	1,425,399
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	15,018,343	15,474,760	456,417
	小計	15,018,343	15,474,760	456,417
合計		24,002,056	23,033,074	968,982

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,400,000千円、取得原価は10,400,000千円)を含めております。

第39期(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,364,277	14,269,984	3,094,293
	小計	17,364,277	14,269,984	3,094,293
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,939,577	7,241,136	301,559
	小計	6,939,577	7,241,136	301,559
合計		24,303,855	21,511,121	2,792,733

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,500,500千円、取得原価は10,500,000千円)を含めております。

##### 3. 売却したその他有価証券

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	17,240	-	14,120

債券	-	-	-
その他	1,551,405	387,113	1,708
合計	1,568,645	387,113	15,828

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	3,750,272	464,927	57,011
合計	3,750,272	464,927	57,011

#### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について104,554千円（その他有価証券のその他104,554千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について31,651千円（その他有価証券のその他31,651千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

#### （退職給付関係）

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

##### 2. 確定給付制度

###### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第38期		第39期	
	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
退職給付債務の期首残高	3,723,521	千円	3,582,778	千円
勤務費用	196,190		182,947	
利息費用	25,925		39,626	
数理計算上の差異の 発生額	186,130		79,379	
退職給付の支払額	176,727		300,286	
過去勤務費用の発生額	-		-	
企業結合による影響額	-		226,499	
退職給付債務の期末残高	3,582,778		3,652,185	

###### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第38期		第39期	
	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
年金資産の期首残高	2,583,927	千円	2,425,752	千円
期待運用収益	46,453		43,626	
数理計算上の差異の 発生額	103,934		227,699	
事業主からの拠出額	-		-	
退職給付の支払額	100,694		204,536	
年金資産の期末残高	2,425,752		2,492,542	

###### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

## 第38期

(2023年3月31日現在)

## 第39期

(2024年3月31日現在)

積立型制度の 退職給付債務	2,468,195 千円	2,250,427 千円
年金資産	2,425,752	2,492,542
	42,442	242,114
非積立型制度の退職給付債 務	1,114,583	1,401,758
未積立退職給付債務	1,157,025	1,159,643
未認識数理計算上の差異	281,343	558,841
未認識過去勤務費用	223,319	157,957
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	1,215,049	1,560,527
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
前払年金費用	118,832	47,573
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	1,215,049	1,560,527

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	196,190 千円	182,947 千円
利息費用	25,925	39,626
期待運用収益	46,453	43,626
数理計算上の差異の 費用処理額	6,532	29,581
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
退職給付制度の統合に係る 調整額	-	34,505
その他	1,600	2,196
確定給付制度に係る 退職給付費用	236,091	251,429

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

## (5) 年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
債券	63.6 %	62.0 %
株式	34.2	35.9
その他	2.2	2.1
合計	100	100

## 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
--	------------------------	------------------------

割引率	0.066 ~ 1.13%	1.39 ~ 1.41%
長期期待運用収益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度152,084千円、当事業年度164,524千円であります。

#### (税効果会計関係)

##### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
<b>繰延税金資産</b>		
減損損失	499,742千円	389,750千円
投資有価証券評価損	47,876	30,021
未払事業税	169,997	126,161
賞与引当金	260,221	362,002
役員賞与引当金	29,828	33,564
役員退職慰労引当金	23,169	9,218
退職給付引当金	408,434	492,400
減価償却超過額	227,100	199,986
差入保証金	52,869	-
資産除去債務	-	16,900
時効後支払損引当金	77,865	76,657
その他	212,315	227,182
<b>繰延税金資産 小計</b>	<b>2,009,420</b>	<b>1,963,847</b>
<b>評価性引当額</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>繰延税金資産 合計</b>	<b>2,009,420</b>	<b>1,963,847</b>
<b>繰延税金負債</b>		
前払年金費用	36,386	14,567
その他有価証券評価差額金	296,702	855,135
その他	1,199	5,308
<b>繰延税金負債 合計</b>	<b>334,288</b>	<b>875,010</b>
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>1,675,132</b>	<b>1,088,836</b>

##### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第38期（2023年3月31日現在）及び第39期（2024年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

##### 3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

#### (企業結合等関係)

当社は、2023年7月31日開催の取締役会において、三菱UFJ不動産投資顧問株式会社(旧商号：MU投資顧問株式会社)と吸収分割契約を締結することを決議し、同日、吸収分割の効力発生日を2023年10月1日とする吸収分割契約を締結いたしました。本吸収分割契約に基づき、当社と三菱UFJ不動産投資顧問株式会社は、2023年10月1日付で吸収分割を実施いたしました。

なお、2023年10月1日付で当社は「三菱UFJアセットマネジメント株式会社」へ商号変更しました。

## 1.取引の概要

### (1)被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 三菱UFJ不動産投資顧問株式会社  
事業の内容 投資顧問業、私募投資信託の設定・運用等

### (2)企業結合日

2023年10月1日

### (3)企業結合の法的形式

当社と兄弟会社である三菱UFJ不動産投資顧問株式会社を吸收分割会社、当社を吸收分割承継会社とする無対価吸收分割

### (4)結合後企業の名称

分割会社：三菱UFJ不動産投資顧問株式会社  
承継会社：三菱UFJアセットマネジメント株式会社

### (5)企業結合を行った主な理由

法人投資家の運用ニーズが拡大しており、両社で取り組みを強化している法人投資家ビジネスにかかる運用・営業等の関連機能を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に統合することで、リソースやノウハウの集約を通じた運用機能等の強化を図ってまいります。

## 2.会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号2019年1月16日）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）」に基づき、共同支配下の取引として処理いたしました。

### （資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

#### 1.当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

#### 2.当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### 3.当該資産除去債務の総額の増減

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
期首残高	-	-
有形固定資産の取得に伴う増加	-	1,420,750千円
時の経過による調整額	-	7,835千円
期末残高	-	1,428,586千円

### （収益認識関係）

#### 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### 2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### 3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

### （セグメント情報等）

#### [セグメント情報]

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第38期（自2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (関連当事者情報)

### 1. 関連当事者との取引

#### (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高(注5)
親会社	株三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税等	連結納税等に 伴う支払 (注1)	3,947,200 千円	その他未払金	77,007 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等  投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)  投資助言料 (注3)	4,893,312 千円  463,416 千円	未払手数料  未払費用	790,279 千円  253,093 千円

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高(注5)
親会社	株三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制 度	グループ通算 制度に伴う通 算税効果額 (注4)	132,303 千円	その他未払金	105,407 千円
親	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,006,309 千円	未払手数料	886,173 千円

会社					投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	463,831 千円	未払費用	260,800 千円
----	--	--	--	--	----------------	---------------	---------------	------	---------------

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。
- 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
- 4. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
- 5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

#### (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,052,979千円	未払手数料	868,785千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	6,661,991千円	未払手数料	1,218,051千円

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,354,007千円	未払手数料	1,028,586千円

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株	東京都 千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	7,493,449	未払手数料	1,449,414
								千円		千円

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

#### 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

#### （1株当たり情報）

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	415,979.76円	454,898.22円
1株当たり当期純利益金額	48,881.17円	49,804.10円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める

要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 5 【その他】

### 定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

### 訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（2024年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

### 3【資本関係】

該当ありません。（2024年6月末現在）

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

## 第3【その他】

(1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレス、ファンドの管理番号などを記載することができます。

(2) 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することができます。

- ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願ひいたします。）
- ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。

- ( 3 ) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- ( 4 ) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることあります。
- ( 5 ) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- ( 6 ) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- ( 7 ) 目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することができます。

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行  
行社員 山田信之

指定有限責任社員  
業務執行  
行社員 田嶋大士

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年8月28日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ DC世界ESGバランスファンドの2023年6月27日から2024年6月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ DC世界ESGバランスファンドの2024年6月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。